



秩父市
子ども・子育て
支援事業計画

©秩父市



©秩父市



©秩父市



©秩父市

平成27年3月
秩父市

ごあいさつ

秩父市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちちのきプラン（後期計画）」（平成22年度から平成26年度）を策定し実施してまいりました。

このたび、この「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されることとなりました。あわせて、平成27年4月から、すべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目指す「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

秩父市では、この新制度施行に伴い、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この事業計画では「子育てちちのきプラン」を包含・継承することとし、更に充実した子育て支援を展開していくこととしております。

現在、秩父市では子育て支援策として、こども医療費の支給拡大や医療費窓口払いの廃止、小中学校給食費助成などを実施しております。今後も、子育て世代の需要の把握に努め、子どもたちや保護者の方が、秩父市の文化伝統を重んじつつ、子育てがしやすいと感じられるまちづくりや事業を展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本事業計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました「秩父市児童福祉審議会」委員の皆さまをはじめ、子育てに関するアンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまや関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

秩父市長 久喜 邦 康



明日の笑顔は世代をこえて！

「子育て支援・元気長寿のまち」宣言

誰もが子どもを安心して生み育て、子どもたちが夢をはぐくむことのできる地域社会の実現と、住み慣れた地域で楽しく、元気に、安心して住み続けられるまちを実現することが私たちの願いです。

私たちは、あふれる愛とやさしさを胸にすべての世代が手をつなぎ、「助けあい 温もりのまち ちちぶ」をつくるために「子育て支援・元気長寿のまち」を宣言します。

- 1 私たちは、楽しく子育てができ、子どもの成長を喜び、子どもたちが夢をはぐくむことのできる地域社会の実現に向け、子育てを支援します。
- 1 私たちは、高齢者がいきがいを持ち、笑顔でやさしさを胸にいつまでも活躍できる、元気いっぱいの明るいまちをつくります。

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	4
5. 計画の策定体制.....	4
(1) 基礎調査の実施.....	4
(2) 秩父市児童福祉審議会の開催.....	4
(3) パブリックコメントの実施.....	4
第2章 秩父市の現況.....	5
1. 人口・世帯.....	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 人口構成の推移.....	5
(3) 出生数の推移.....	6
(4) 合計特殊出生率の推移.....	6
2. 女性の労働力・婚姻の状況.....	7
(1) 女性の労働力率の推移.....	7
(2) 未婚率の推移.....	8
3. ひとり親家庭の状況.....	9
(1) 母子世帯数・人員数.....	9
(2) 父子世帯数・人員数.....	9
(3) 若年無業者数（全国値）.....	10
4. 幼児期の教育・保育の状況.....	10
(1) 教育・保育事業の施設数・入所児童数等.....	10
5. 子ども・子育てに関するニーズ調査（基礎調査結果抜粋）.....	12
(1) 保護者の就労状況.....	12
(2) 現在、教育・保育を定期的に利用している状況【就学前児童】.....	13
(3) 土曜・休日・長期休暇の利用意向【就学前児童】.....	13
(4) 定期的に利用している事業と今後利用したい事業【就学前児童】.....	14
(5) 高学年の放課後の過ごし方【放課後児童クラブ】.....	14
(6) 土曜・休日・長期休暇での学童保育室の利用意向【放課後児童クラブ】.....	15
(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向【放課後児童クラブ】.....	15
第3章 秩父市次世代育成支援地域行動計画.....	17
第4章 計画の基本的な考え方.....	18
1. 基本理念.....	18
2. 計画の基本的視点.....	19

3. 基本目標.....	20
4. 事業の体系.....	21
第5章 事業の展開.....	22
基本目標1 子ども、親、それぞれの成長の支援.....	22
(1) 子どもの自立支援.....	22
(2) 「親育ち」への支援.....	26
基本目標2 子育てを楽しめる家庭づくり.....	27
(1) 子育てを楽しめるための支援.....	27
(2) 子育て家庭への支援の充実.....	30
(3) 母子保健施策の充実.....	33
基本目標3 学校を核とした地域における教育の推進.....	39
(1) 学校教育等の充実.....	39
(2) 信頼される学校づくりの推進.....	44
基本目標4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動.....	46
(1) 総合支援体制の整備.....	46
(2) 子育て支援のネットワークづくりと充実.....	52
(3) 子どもにやさしい生活環境づくり.....	58
(4) 地域保健医療の連携と促進.....	67
基本目標5 子育てに配慮した労働環境の整備.....	70
(1) 仕事と子育ての両立.....	70
(2) 子育て支援サービスの充実.....	73
第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策.....	77
1. 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方.....	77
2. 計画の推進方策.....	77
(1) 教育・保育施設の充実.....	77
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	80
第7章 計画の推進体制と進捗管理.....	85
1. 計画の推進体制.....	85
2. 計画の進捗管理.....	85
資料編.....	86
1. 秩父市児童福祉審議会の開催経過.....	86
2. 秩父市児童福祉審議会条例.....	87
3. 秩父市児童福祉審議会委員名簿.....	90
4. 用語集.....	91

※印が付いている用語は巻末の用語集に説明があります。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年の我が国は、ライフスタイルや家族構成の変化、地域コミュニティの希薄化等によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支える仕組みを形成することが社会の役割となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計によると、総人口は、2048年には1億人を割る9,913万人となり、2060年には8,674万人になるものと見込まれています。特に、14歳以下の年少人口は今後も減少をたどり、2060年には2010年(1,684万人)と比較して5割以上も減少した791万人になると予測されています。

このような中、国では、平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的な手厚い子育て支援を行い、少子化対策を実施するため次世代育成支援対策推進法を制定し、関係機関において子ども・子育て支援の総合的な施策に取り組んできました。

この間リーマンショックや婚姻率の減少、女性の社会進出の増加など、経済の悪化や社会情勢が変化し、少子化に歯止めをかけ、次世代の育成にいつそうの力を注ぐことが求められることとなっています。

このたび、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる『子ども・子育て関連3法』を制定し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることとされました。

本市においては、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちちのきプラン(後期計画)」を平成22年3月に策定し、目標像(社会像)を「みんなで子育て・子育てを支援し、応援する 温もり・安心のまち」を掲げ、5つの基本目標達成に向けた子どもの教育・保育、子育て支援に取り組んできました。

今後は、「子育てちちのきプラン(後期計画)」の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定することで、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進してまいります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第1次秩父市総合振興計画」を上位計画とした保健医療福祉分野の部門別計画として位置付けます。

また、次世代育成支援対策推進法（平成17年度～平成26年度までの10年間の時限立法）が、法の一部改正により、平成27年4月1日から10年間延長されることになり、「市町村次世代育成支援地域行動計画」の策定は任意となります。

一方、子ども・子育て支援法による「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けとなり、本市では、この事業計画において、「秩父市次世代育成支援地域行動計画子育てちちのきプラン（後期計画）」の事業等の評価・分析・見直しを行い、その内容を盛り込み包含・継承することとします。

子ども・子育て支援法

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

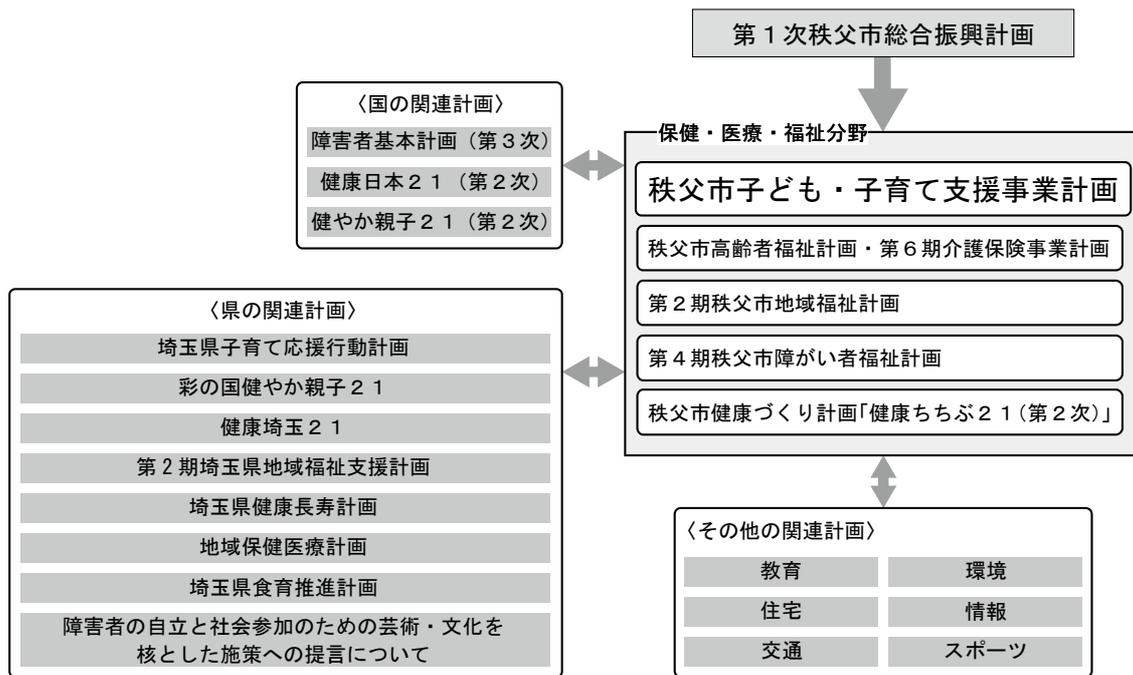


図 計画の位置づけ

3. 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

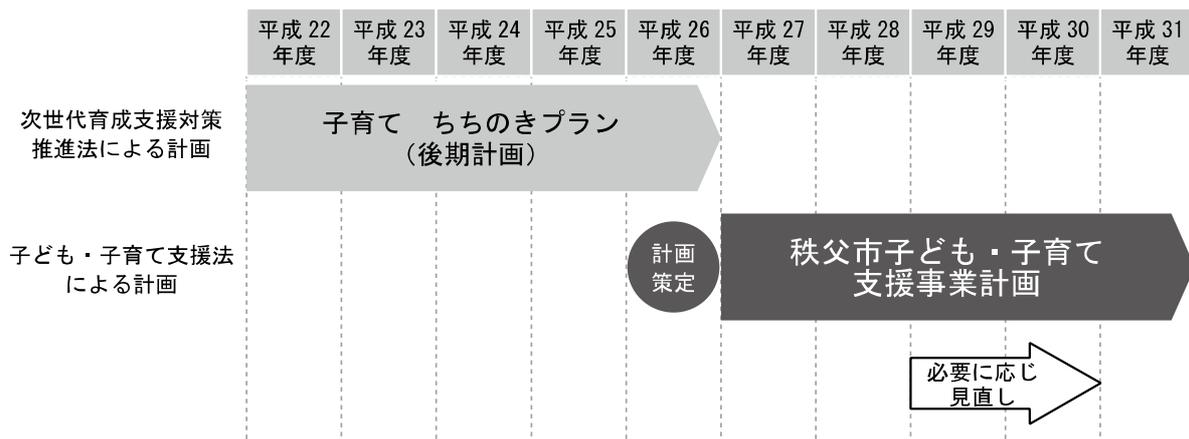


図 計画の期間

4. 計画の対象

すべての子どもとその家庭、事業者、行政など、すべての個人及び団体を計画の対象とします。

5. 計画の策定体制

アンケート調査の実施、児童福祉審議会の開催及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1) 基礎調査の実施

平成 25 年度に、幼稚園・保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブなどの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業[※]等の利用状況や利用希望を把握することを目的として、市民に対しアンケート調査を実施しました。

調査対象	配布数	回収数	回収率
平成 25 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前の児童がいる全世帯	2,445 件	1,791 件	73.3%
平成 25 年 4 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている放課後児童クラブを利用している全世帯	587 件	415 件	70.7%

(2) 秩父市児童福祉審議会の開催

学識経験者、教育・保育関係者、公募市民等から構成される「秩父市児童福祉審議会」において、計画内容について検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。（平成 27 年 1 月 19 日～2 月 20 日実施）

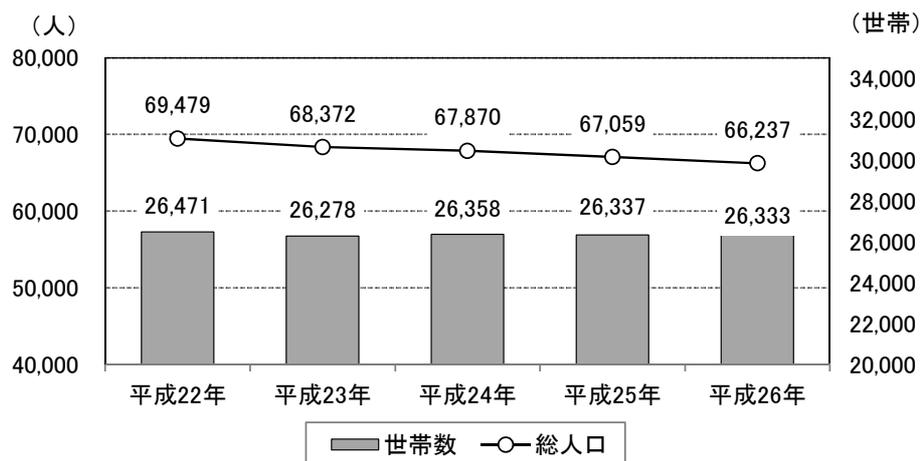
第2章 秩父市の現況

1. 人口・世帯

(1) 人口の推移

本市の人口は、漸減傾向となっており、平成26年では平成22年に比べ3,242人減少の66,237人となっています。

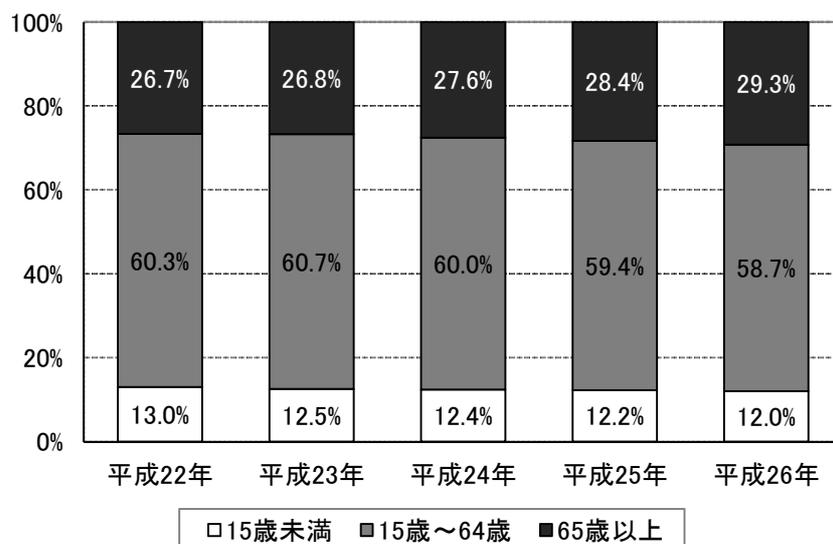
一方、世帯数は増減を繰り返し、平成26年では平成22年に比べ138世帯減少の26,333世帯となっています。



(出典：秩父市市民課)

(2) 人口構成の推移

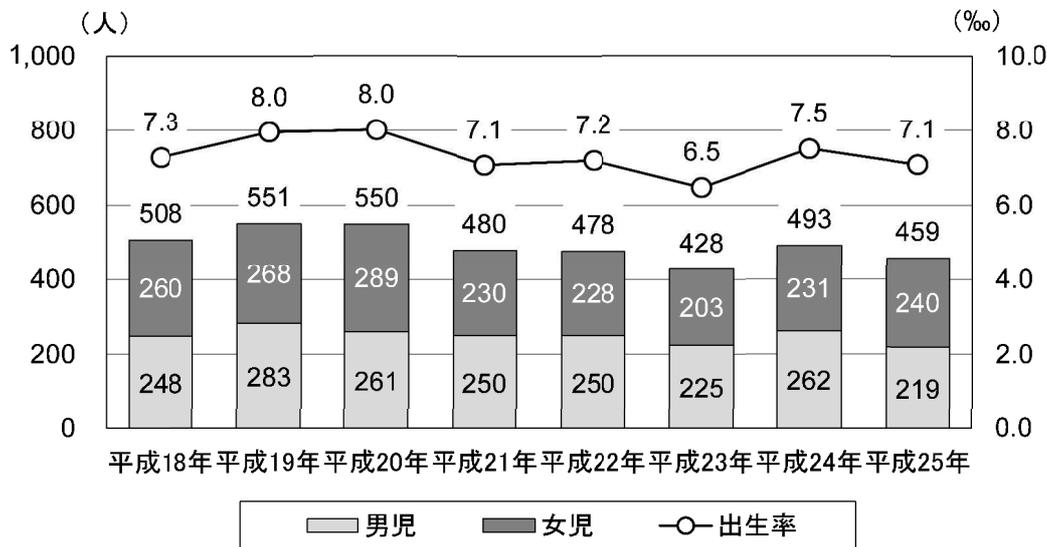
人口構成を見ると65歳以上の高齢者人口が増加し、15歳～64歳の人口が減少しています。平成26年では平成22年に比べ15歳未満の年少人口は1.0ポイント減少し、65歳以上の高齢者人口は2.6ポイント増加しており、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。



(出典：秩父市市民課)

(3) 出生数の推移

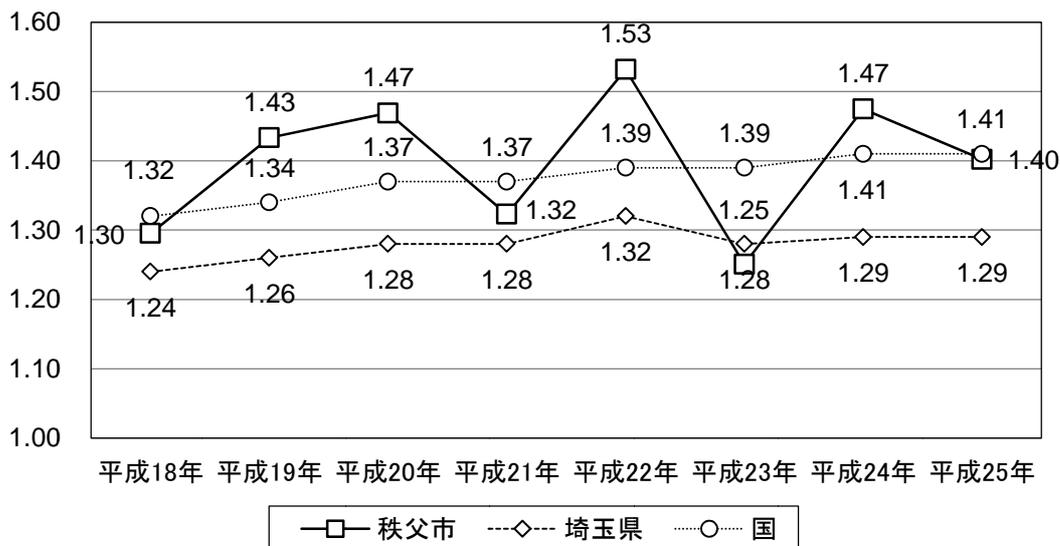
本市における出生数の推移は横ばい傾向となっており、平成25年では男児219人、女児240人、計459人となっています。出生率も同様におおむね横ばい傾向にあり、平成25年で7.1‰(0.71%)となっています。



(出典：埼玉県ホームページ「埼玉県の人口動態概況」)

(4) 合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率を見ると、国・県と比較して経年的に増減が見られますが、おおむね国・県を上回る傾向となっており、平成25年では1.40となっており、しかしながら人口を維持するのに必要と言われている2.08を大きく下回っています。

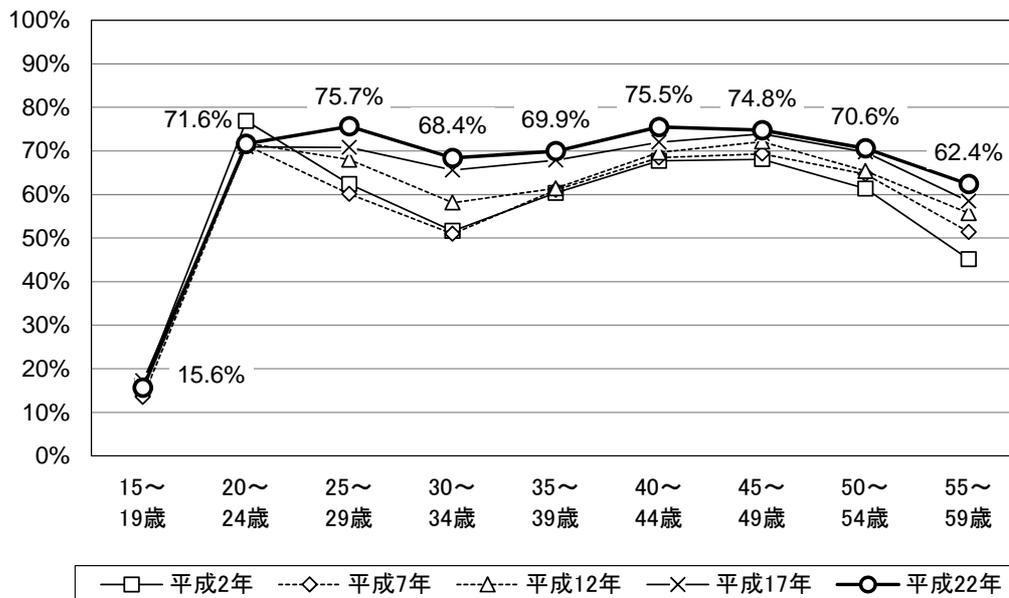


(出典：埼玉県ホームページ「埼玉県の人口動態概況」)

2. 女性の労働力・婚姻の状況

(1) 女性の労働力率の推移

平成22年における女性の労働力率は、20歳代及び40歳代において高い労働力率を示しています。経年的に見ると、結婚、出産、育児期に女性が離職し、子育てが終わると再び労働力となる、いわゆる女性の労働力率の「M字型曲線」は緩やかになってきていることがわかります。



注) 平成12年までは秩父市・吉田町・大滝村・荒川村の合計を算出しています。

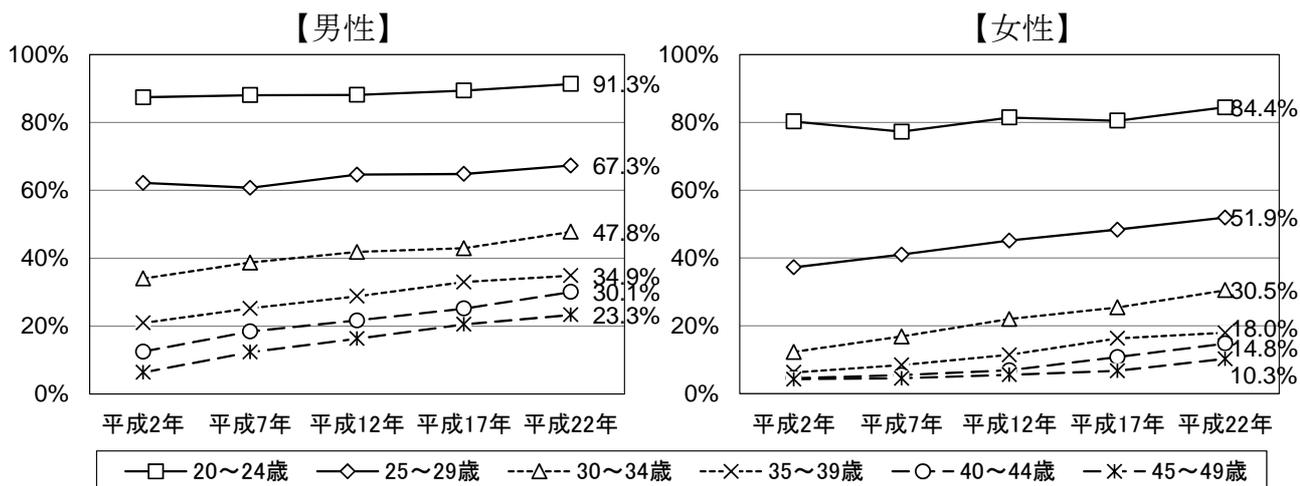
(出典：総務省「国勢調査」)



(2) 未婚率の推移

国勢調査によると、本市の平成 22 年時点の男性の未婚率は、35～39 歳で 34.9%、40～44 歳で 30.1%となっており、40 歳前後ではおおよそ 3 人に 1 人が未婚者となっています。経年的に見ると、29 歳以下の未婚率はおおむね横ばいか、漸増傾向であるのに対し、30 歳以上の未婚率は顕著な増加傾向がうかがえます。

女性の未婚率は 25～29 歳が 51.9%、30～34 歳が 30.5%、35～39 歳が 18.0%となっており、経年的に見ると 25 歳以上でおおむね増加傾向を示しています。



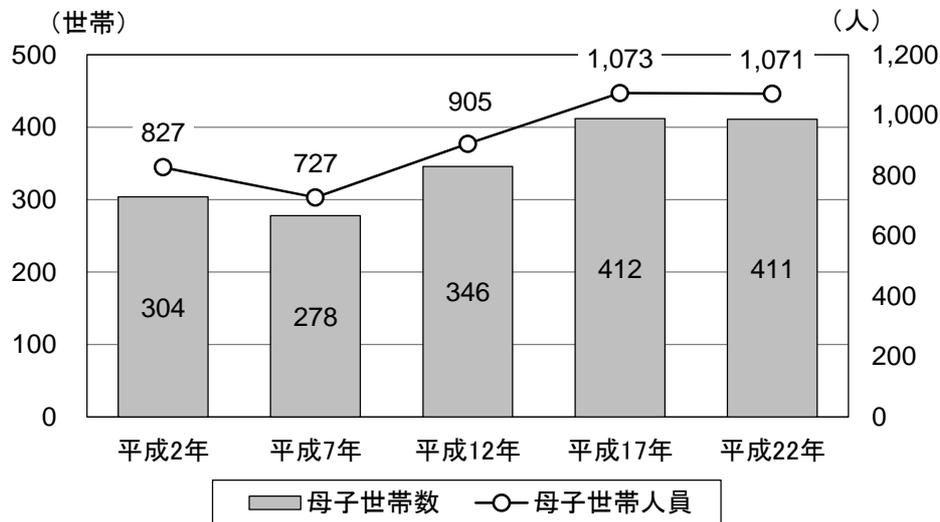
注) 平成 12 年までは秩父市・吉田町・大滝村・荒川村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

3. ひとり親家庭の状況

(1) 母子世帯数・人員数

国勢調査による母子世帯数は、平成22年で411世帯となり、平成2年から107世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成22年で1,071人、1世帯当たり2.61人となっています。

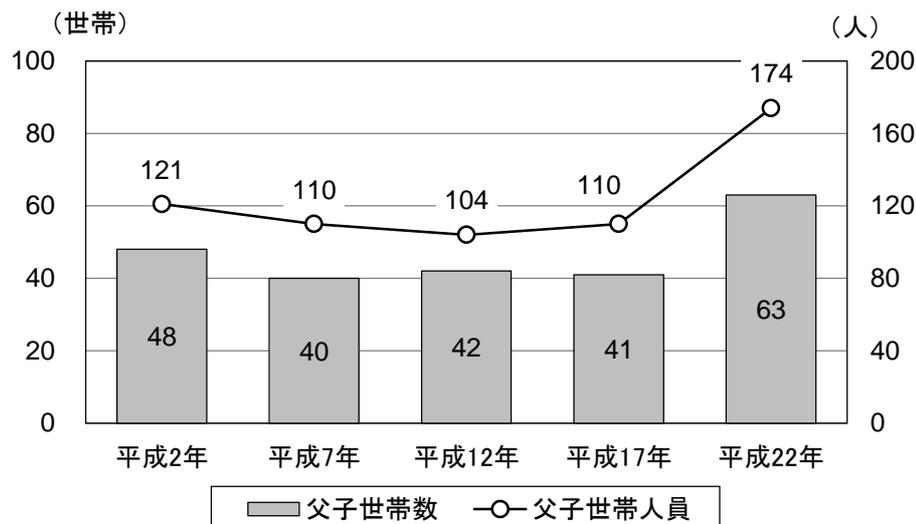


注) 平成12年までは秩父市・吉田町・大滝村・荒川村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

(2) 父子世帯数・人員数

国勢調査による父子世帯数は、平成22年で63世帯、平成2年から15世帯の増加となっています。また、父子世帯人員は平成22年で174人、1世帯当たり2.76人となっています。

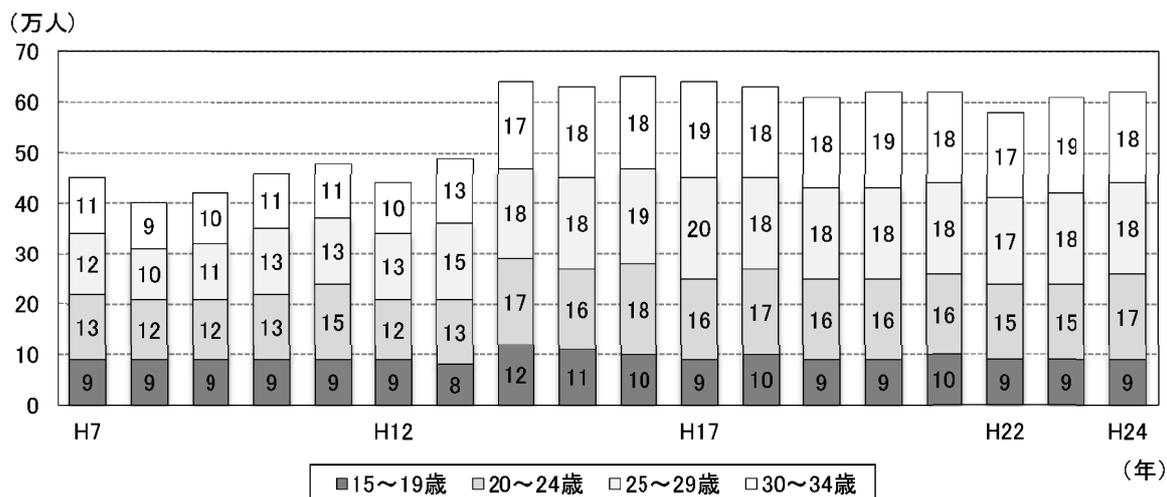


注) 平成12年までは秩父市・吉田町・大滝村・荒川村の合計を算出しています。

(出典：総務省「国勢調査」)

(3) 若年無業者数（全国値）

若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人）の推移は、平成14年に大きく増加して以降、概ね横ばいで推移しており、平成24年には62万人となっています。年齢階級別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が17万人、25～29歳が18万人、30～34歳が18万人となっています。



注）平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値です。

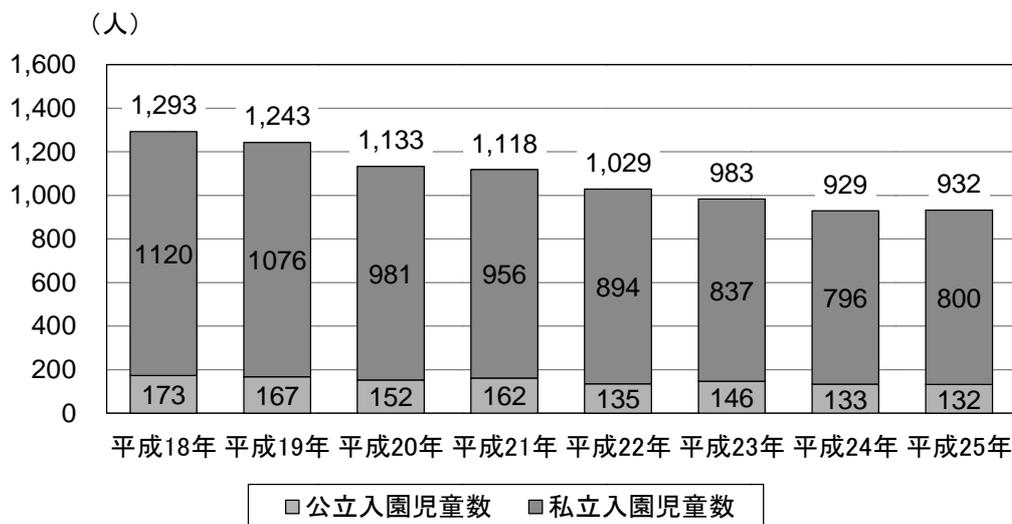
（出典：総務省「労働力調査」）

4. 幼児期の教育・保育の状況

(1) 教育・保育事業の施設数・入所児童数等

① 幼稚園

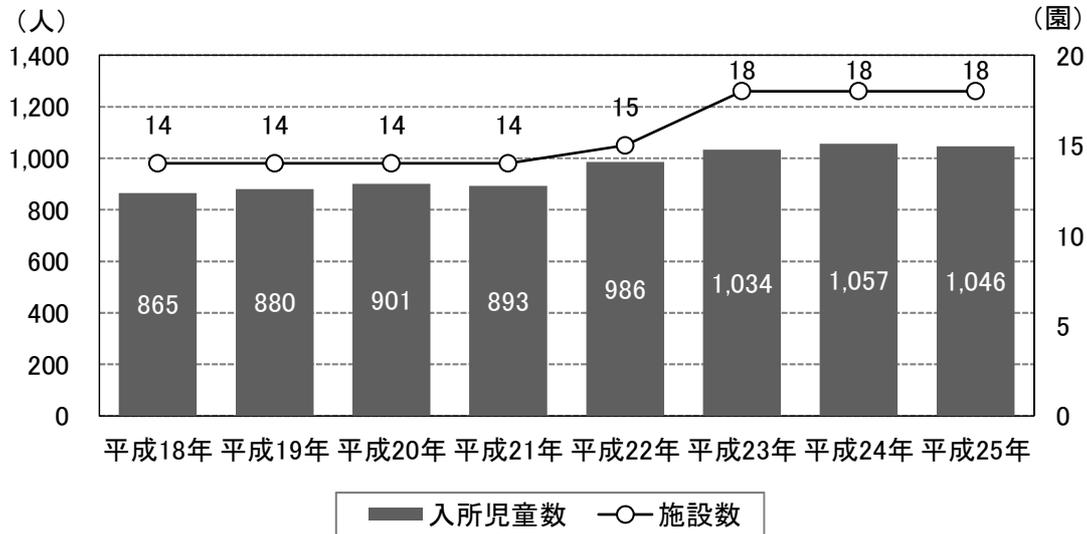
幼稚園の施設数は、平成25年度現在公立3園、私立7園（認定こども園含む）です。平成25年度における入園児童数は932人で平成18年度と比較すると361人減少しています。



（出典：文部科学省「学校基本調査」）

②認可*保育所（園）

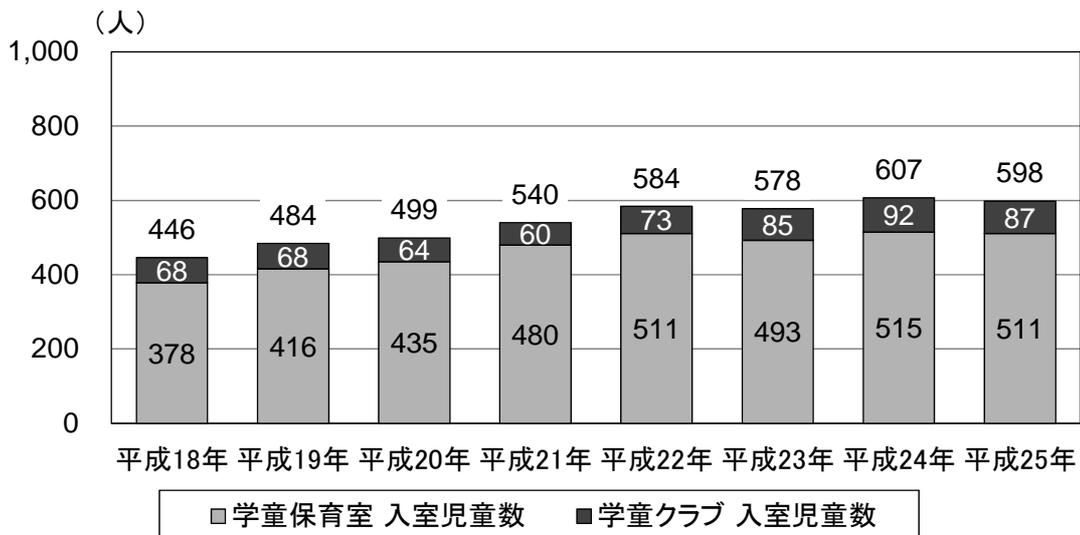
保育所（園）数は平成25年現在、公立7園、私立11園（認定こども園含む）です。18園となってから入所児童数は1,000人程度で推移しています。



(出典：秩父市こども課)

③放課後児童クラブ

平成25年度現在、学童保育室（公立）は14施設、学童クラブ（民間）は3施設となっています。



注)学童クラブは、民間経営によるものです。

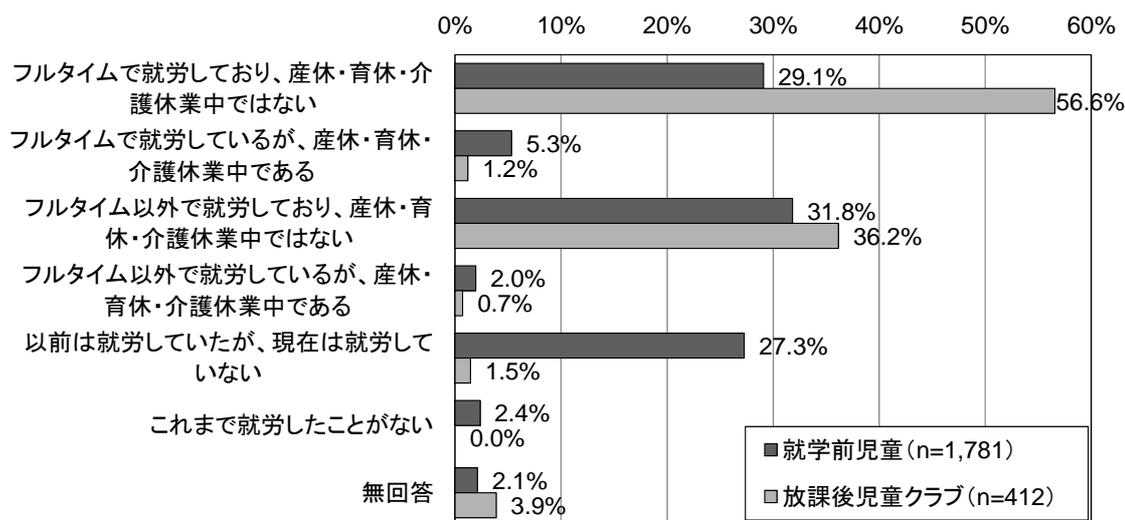
(出典：秩父市学校教育課)

5. 子ども・子育てに関するニーズ調査（基礎調査結果抜粋）

（1）保護者の就労状況

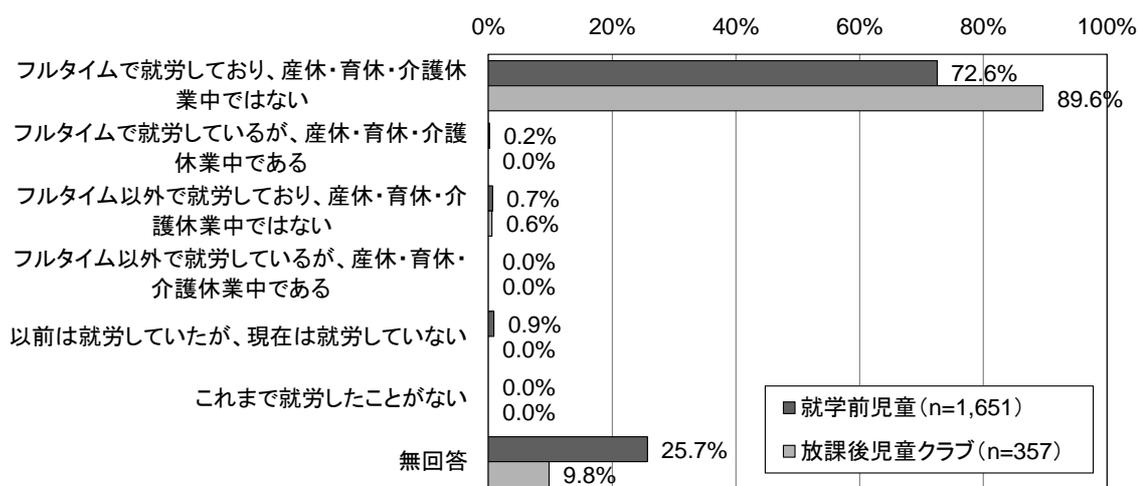
【母親】

母親の就労状況は、就学前児童で「フルタイム以外で働いている」が31.8%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が29.1%となっています。放課後児童クラブで「フルタイムで働いている」が56.6%と最も高く、次いで「フルタイム以外で働いている」が36.2%となっています。産休・育休・介護休業中の割合はそれぞれ合計7.3%、1.9%となっています。



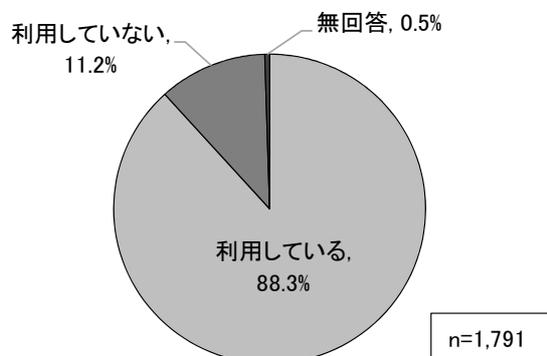
【父親】

父親の就労状況は、就学前児童、放課後児童クラブともに「フルタイムで働いている」が最も高く、それぞれ72.6%、89.6%となっています。産休・育休・介護休業中の割合はそれぞれ合計0.2%、0%でした。



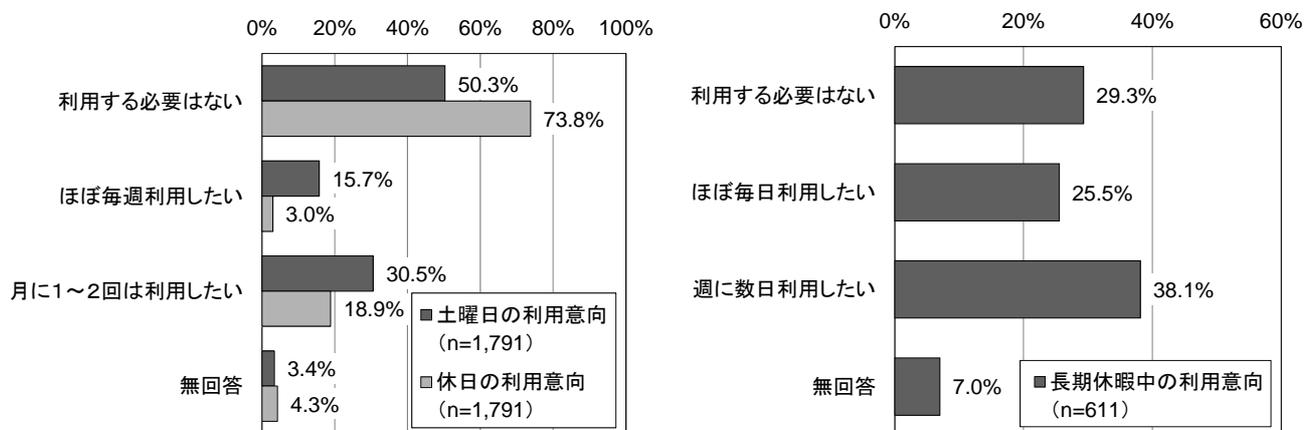
(2) 現在、教育・保育を定期的に利用している状況【就学前児童】

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、就学前児童保護者で「利用している」が88.3%に対し、「利用していない」が11.2%となっています。



(3) 土曜・休日・長期休暇の利用意向【就学前児童】

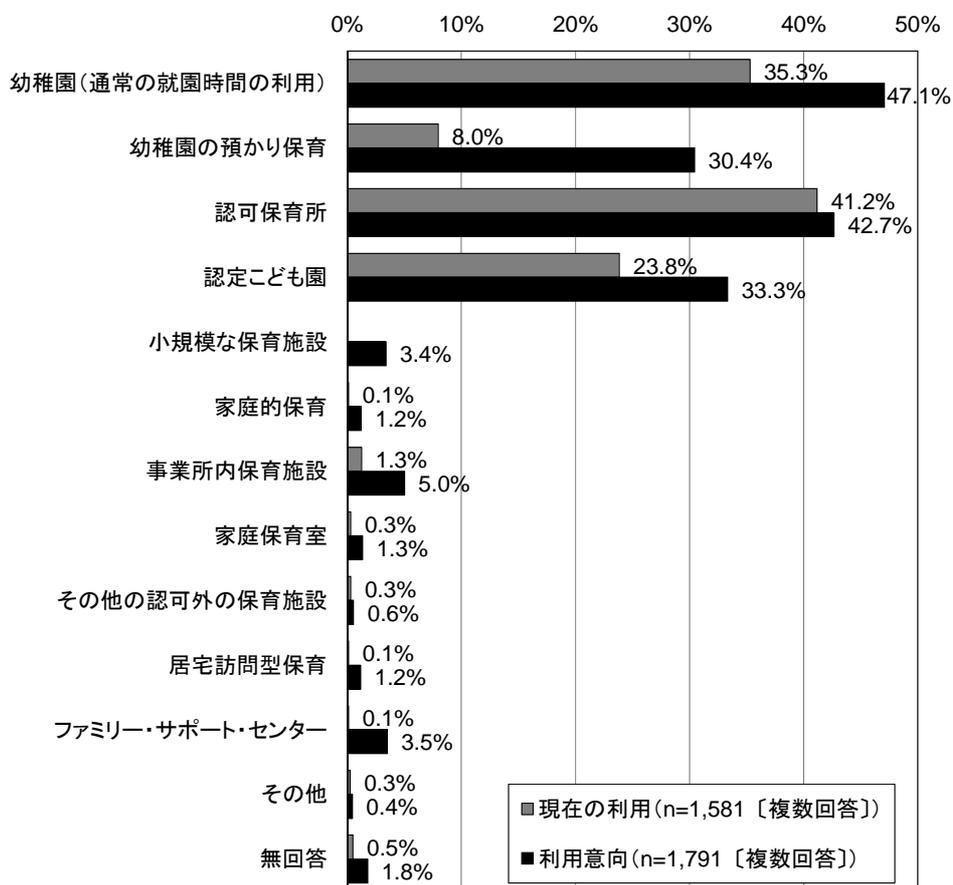
土曜、休日の教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」がそれぞれ50.3%、73.8%で最も高くなっています。長期休暇の利用意向は、「週に数日利用したい」が38.1%で最も高く、次いで「利用する必要はない」が29.3%、「ほぼ毎日利用したい」が25.5%となっています。



(4) 定期的に利用している事業と今後利用したい事業【就学前児童】

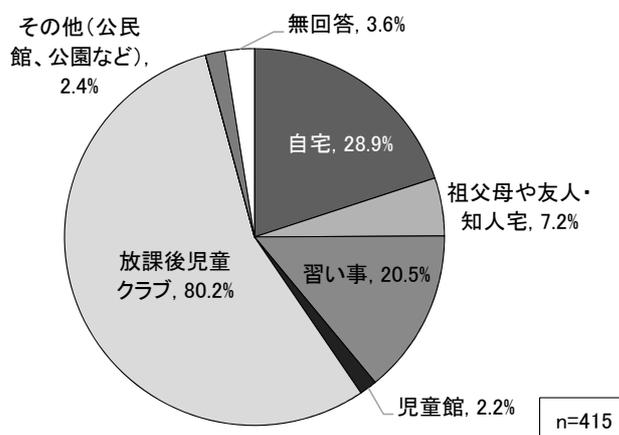
平日に定期的に利用している事業は、「認可保育所」で41.2%と最も高く、次いで「幼稚園」で35.3%となっています。

一方、利用意向は「幼稚園」が47.1%、「認可保育所」が42.7%と4割を超えており、「認定こども園」33.3%、「幼稚園の預かり保育」30.4%となっています。



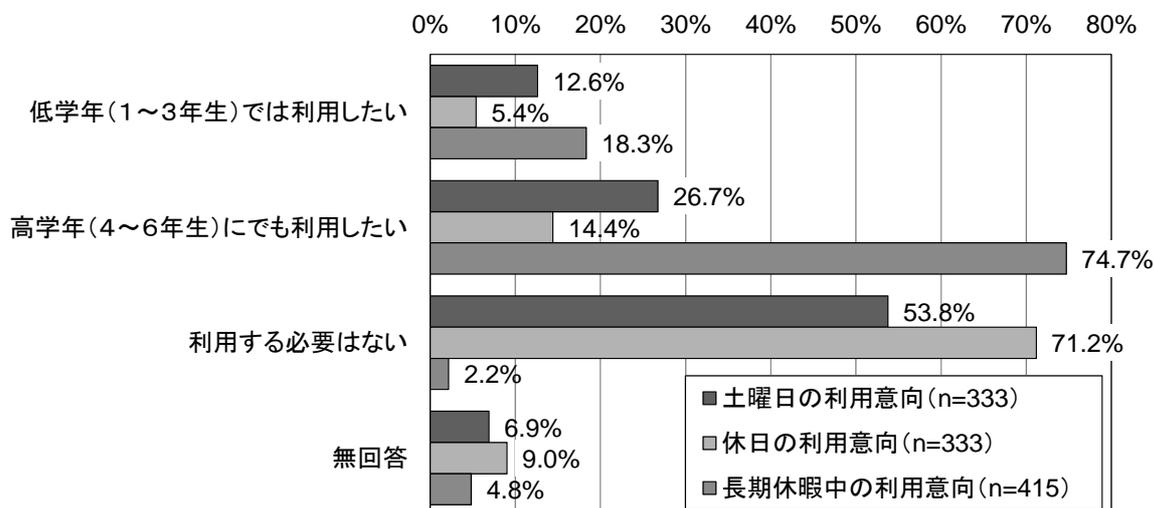
(5) 高学年の放課後の過ごし方【放課後児童クラブ】

高学年(4~6年生)での放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」の利用意向が80.2%と最も高く、次いで「自宅」が28.9%、「習い事」が20.5%となっています。



(6) 土曜・休日・長期休暇での学童保育室の利用意向【放課後児童クラブ】

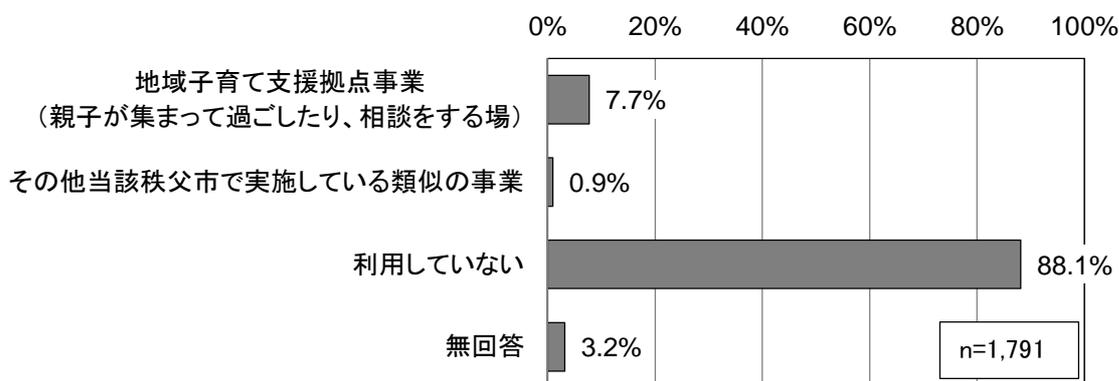
土曜日、休日の利用意向は、「利用する必要はない」がそれぞれ 53.8%、71.2%と最も高くなっています。一方、長期休暇中の利用意向は「高学年にでも利用したい」が 74.7%と最も高くなっており、「利用する必要はない」との回答が 2.2%と最も低くなっています。



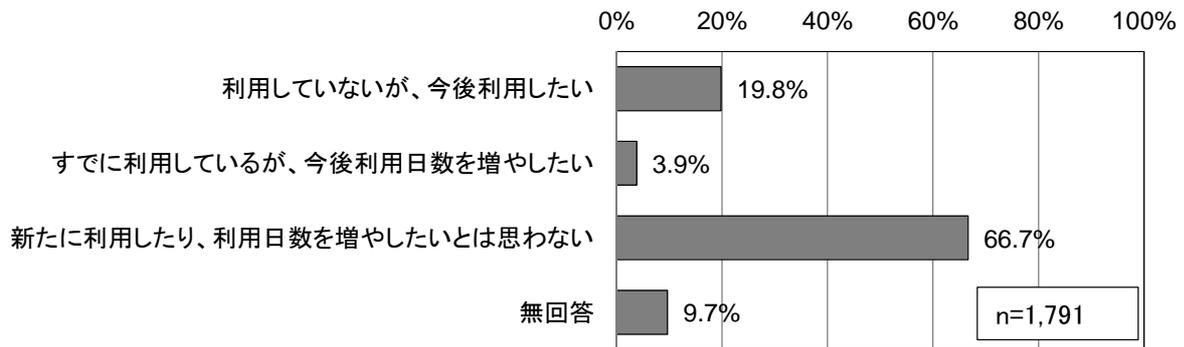
(7) 地域子育て支援拠点事業*の利用状況と利用意向【放課後児童クラブ】

地域子育て支援拠点事業の利用は 7.7%に対し、「利用していない」が 88.1%となっています。利用意向は「利用していないが、今後利用したい」が 19.8%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 66.7%となっています。

【利用状況】



【利用意向】



第3章 秩父市次世代育成支援地域行動計画

「子育てちちのきプラン（後期計画）」の分析・評価

平成22年3月に策定した「子育てちちのきプラン（後期計画）」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名	単位	実績					H26年度目標	H25年度達成状況
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
認可保育所の通常保育事業	人	931	963	1,053	1,071	1,074	990	108.5%
3歳未満児	人	390	436	500	483	509	420	121.2%
3歳以上児	人	541	527	553	588	565	570	99.1%
延長保育事業	か所	2	2	4	6	7	4	175.0%
	人日	812	873	1532	2232	2933	1292	227.0%
一時預かり事業	か所	2	2	2	2	2	3	66.7%
*参考（22年度から延べ人数）	人	15	402	625	580	644	30	-
特定保育事業	か所	0	0	0	0	0	1	-
夜間保育事業	か所	0	0	0	0	0	0	-
トワイライトステイ事業	か所	0	0	0	0	0	0	-
休日保育事業	か所	0	0	0	0	0	0	-
病児・病後児保育事業*	か所	0	0	0	0	0	1	-
ショートステイ事業	か所	0	0	0	0	0	0	-
放課後児童健全育成事業*	人	534	517	503	511	487	640	76.1%
1～3年生	人	434	411	389	392	386	520	74.2%
4～6年生	人	100	106	114	119	101	120	84.2%
放課後子ども教室（ふれあい教室）	か所	12	13	13	13	13	13	100.0%
地域子育て支援拠点事業								
「ひろば型」	か所	1	1	1	1	1	1	100.0%
「センター型」	か所	4	4	4	4	4	9	44.4%
「サロン型」	か所	1	1	1	1	1	2	50.0%
ファミリー・サポート・センター事業*	か所	1	1	1	1	1	1	100.0%

【分析・評価】

通常保育事業、延長保育事業の実績が、年度毎に増加していたが、適正な保育士の配置により、目標値を上回ることができた。目標値を達成できなかった事業及び目標値を設定していなかった事業については、「子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査」の結果や、地域の実情に応じて提供体制を検討していきます。

（一時預かり事業においては、計画途中で単位変更となったため、参考数値とする。）

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子育てちちのきプラン（後期計画）」では、目標像を掲げ、住民と行政、地域の事業者等が「協働」によって子育てや子育てを支援・応援するしくみやシステムの確立を目指してきました。

基本理念の考えは、長期的展望に立った普遍的な概念であることから、本計画においてもその考え方を継承し、子どもと子育てをする親の成長を図り、地域の温かいまなざしと支え合いのできるより良い子育て環境を目指します。

また、「第1次秩父市総合振興計画」で掲げた将来都市像「自然と人のハーモニー 環境・観光文化都市 ちちぶ」を目指したまちづくりに取り組んでいます。将来都市像に向けた基本方針として、保健・医療・福祉分野においては「温もりと安心のある『健康のまち』」とし、子育て支援・教育等分野においては「健やかに成長できる『共育のまち』」として、各種サービスの充実や連携強化を図っています。

以上のことを踏まえ、本計画でも「子育てちちのきプラン（後期計画）」の目標像（社会像）を継承し、

みんなで子育て・子育てを支援し、応援する 温もり・安心のまち

を目指します。

社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていける温かいまちづくりを考えます。



2. 計画の基本的視点

本計画の策定にあたっては、6つの基本的視点を取り入れ、子ども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、子ども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子育ては男女が協力して行うものとの視点も取り入れた事業を展開します。

2 利用者（保護者）の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化するなか、それらのニーズに柔軟に対応できる利用者の視点に立った取り組みを進めるとともに、情報公開やサービス評価等の体制を整備します。

3 「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要となります。事業者や行政が連携して子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取り組みを進めます。

4 「すべての子どもと家庭への支援」の視点

親あるいはその他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有するという認識のもと、企業や行政等、社会全体で子どもと家庭を支えていくことができる施策の展開を図るとともに、社会的擁護を必要とする子どもの増加等、子どもの抱える背景に十分対応できるよう体制の整備を進め、子育て家庭の不安・負担等の問題を踏まえた包括的な子どもと家庭の支援を進めます。

5 「人づくりと次代の親づくり」の視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための施策を展開します。

6 「地域の社会資源の効果的な活用」の視点

本市には80%以上を占める森林に囲まれた豊かな自然環境と、地域に受け継がれる伝統文化が存在します。また、地域には子育て支援に関するNPO法人や活動団体など、計画のなかで効果的な取り組みが期待できるさまざまな人材がいます。こうした人的・物的社会資源を効果的に活用するため、資源の整備や人材の資質向上を図り、子育てに喜びと安心が提供できる地域ぐるみの取り組みを進めます。

3. 基本目標

基本理念に基づく目標像実現のため、6つの視点を踏まえた5つの基本目標を設定し、各事業を展開するなかで、よりきめ細かな事業・取り組みを推進します。

基本目標1 子ども、親、それぞれの成長の支援

子どもの健やかな成長には、親自身の成長も大切です。子育ての不安や負担を軽減するため、地域で支える体制を整備し、子どもの成長を支援するとともに、「親育ち」を実感しながら安心と喜びをもった子育てができる支援をめざします。

基本目標2 子育てを楽しめる家庭づくり

妊娠から出産、子育てまで、母子における健康が確保されるよう母子保健の充実をめざします。また、近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する出産準備教育や子育てにおける食育の推進をめざします。

基本目標3 学校を核とした地域における教育の推進

子どもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

基本目標4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動

子どもの遊び場や居住環境、道路環境等において、子どもや子育て家庭に配慮した整備を進め、子どもと親の暮らしを豊かに安心して送ることができる生活環境づくりに取り組みます。

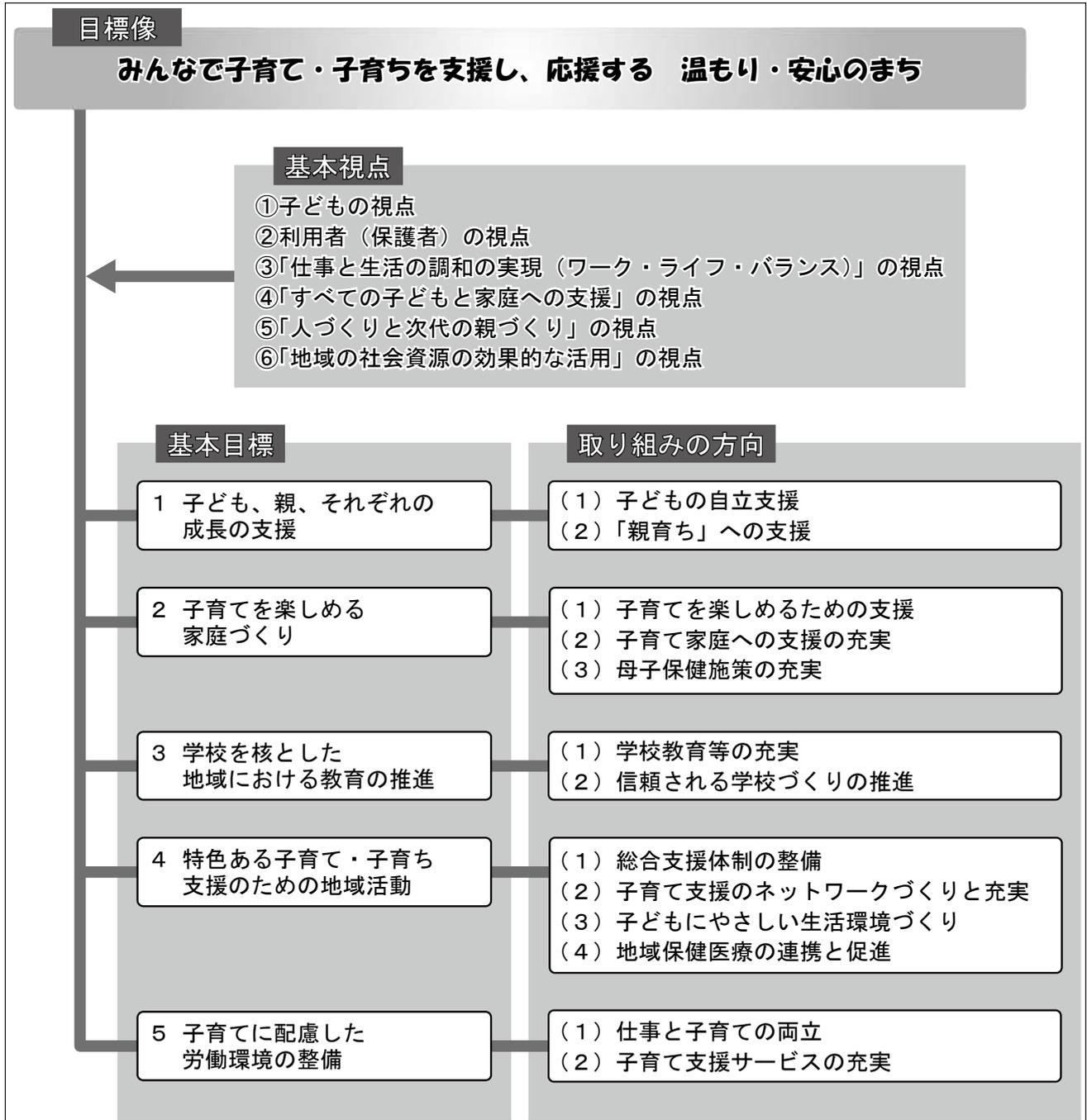
また、犯罪や交通事故、児童虐待などから子どもたちを守るため、関係機関や団体、地域住民と連携を図りながら、未然防止から被害を受けた子どもに対するケアに至るまで、地域全体で取り組む体制づくりと活動の活性化を推進します。

基本目標5 子育てに配慮した労働環境の整備

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や市民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう体制の整備や情報提供などに取り組みます。

4. 事業の体系

目標像をめざし、基本視点を踏まえた5つの基本目標に向けた取り組みの方向は以下のとおりです。



第5章 事業の展開

基本目標1 子ども、親、それぞれの成長の支援

【取り組みの方向】

(1) 子どもの自立支援

(2) 「親育ち」への支援

【事業の方向】

①子どもの人権を尊重した社会づくり

②「地域の教育力」の向上

①家庭教育への支援の充実

(1) 子どもの自立支援

子どもの人権を尊重し、豊かな自然のなかで体験活動や、高齢者等との交流をとおして正しい生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性が養われる子どもの成長と自立を支援します。

事業の方向【① 子どもの人権を尊重した社会づくり】

子どもの人権を尊重した社会づくりを推進します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	『秩父市要保護児童対策地域協議会*』における関係機関や地域との連携、情報交換によって権利侵害の早期発見に努め、子どもの人権を尊重します。	実務者会議を月1回開催し、関係機関で情報交換を行い、連携を図ることにより、権利侵害の早期発見に努め、子どもの人権を尊重します。	社会福祉課
2	学校内への児童虐待に対応する組織の設置を継続するとともに、学校における虐待への対応の中核となる「児童虐待対応キーパーソン」を位置づけていきます。また、今後も関係機関と連携・協力しての環境づくりに努めていきます。	現在、学校においては児童虐待に対応する「児童虐待対応キーパーソン」が位置づけられており、対応の中核となる体制が整備されています。今後も関係機関と連携・協力して迅速な対応に努めていきます。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、連携しています。	学校教育課

事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
3 子どもの人権を侵害する事例に対しては、社会福祉課、学校、警察、児童相談所*等と連携をとりながら対処していきます。	子どもの人権を侵害する事例に対しては、社会福祉課、学校、警察、児童相談所等と連携をとりながら取り組んでいます。今後も継続して取り組みます。	保健センター
4 「秩父市子育て支援ネットワーク」等を活用し、関係機関、地域住民と情報交換・連携を図りながら、子どもの人権侵害に対応していきます。	関係機関、地域住民との情報交換・連携に取り組んでいます。 引き続き「児童福祉審議会」等を中心に情報交換や連携を図り、子どもの人権侵害に対応していきます。	こども課
5 次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「子ども市民憲章」の制定	制定していませんが、今後は、子どもたちの健やかな成長を願い、地域の実情に応じて、子育てのしやすいまちづくりを目指します。	こども課



事業の方向【② 「地域の教育力」の向上】

一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援するため、「地域の教育力」の向上を図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	<p>さまざまな民族文化に彩られた秩父文化の豊かさと、相互に助け合い育て合う秩父地域の環境のなかで、子どもたちがお祭りなどで伝承されている知識や技術、習慣や伝統、「生きる力」となる知恵を受け継ぎ、豊かな人間性や社会性を身につけることができる「ふるさと」を目指します。</p>	<p>保育所（園）の保育課程に位置付け、各種事業を通じた伝統文化の継承に努めていきます。</p>	こども課
		<p>総合的な学習の時間等を活用し、民族芸能を調べたり、神楽や歌舞伎などを継承するために実際に練習を行ったりしている児童生徒もおり、「ふるさと秩父」を思う心が育っています。さらに、学校応援団の方が、講師となって児童や生徒に指導する学校もあります。今後も、豊かな人間性や社会性が身に付くよう推進に努めていきます。</p>	学校教育課
		<p>民俗芸能の後継者育成に対して助成を行い、「民俗芸能大会」を年1回開催し、若い後継者が伝統芸能を発表する場を提供するとともに、後継者養成について紹介する展示等を行って、後継者養成の活性化と促進を図っています。</p> <p>国や財団法人、企業等の助成制度を積極的に活用し、伝統芸能の保持団体の活動及び環境づくりを支援します。</p>	文化財保護課
		<p>伝統芸能に関して継続的に取り組んでいる児童生徒に対し、「秩父市子ども伝統芸能伝道師」の称号を授与しています。</p> <p>今後も、称号授与を通してその努力を称えていきます。</p>	教育研究所

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
2	少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援に関して、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等の参加・協力体制の整備を推進します。	サポートチームを結成するなど、体制の整備に努めております。今後も関係機関との連携を図っていきます。	学校教育課
		関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
		「要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関での連携・協力体制の充実を図っています。	障がい者福祉課
3	「地域の教育力」向上に向けて民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園・保育所(園)・認定こども園関係者、子育て支援NPO*、育成会、地域ボランティア、自営業者、自治会等の人的資源を活用していきます。	関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
		様々な働きかけを行い、ご協力を頂いております。今後も関係機関や地域との連携を図っていきます。	学校教育課
4	地域住民や関係機関等の協力による自然体験活動の機会の充実を図ります。	農作業等の自然体験活動を、積極的に保育所(園)の事業の中に取り入れ、充実を図っていきます。	こども課
		地域住民や関係機関等のご協力をいただき、総合的な学習の時間等において、自然体験活動の充実に向けて努めております。今後も連携を図っていきます。	学校教育課
5	子どもたちの自主的な調べ学習や歴史・文化・伝統等の調査、および郷土芸能とのふれあいなどにより、社会資源の活用を推進します。	総合的な学習の時間等の講師として、地域社会の人材を活用しており、今後も郷土芸能とのふれあいなどにより、社会資源の活用を推進していきます。	学校教育課
6	豊富な経験があり、子育てを支援するのにふさわしく、かつ意欲を持つ人たちとの協力・連携をしていきます。	子育て支援センターや子育てサロンにおいて、子育てを支援するのにふさわしく、意欲を持つ人たちと協力して事業を実施しています。 今後も、事業の周知を図り更に充実させていきます。	こども課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
7	地域の高齢者を招いての地域の歴史・文化・伝統芸能や遊び等についての学習や、子どもたちの老人ホームへの訪問などにより、世代間交流の推進をめざします。	保育所（園）の事業に世代間交流を位置づけ、積極的、継続的に実施していきます。	こども課
		幼稚園・学校では、子どもたちが施設訪問をしたり、地域の高齢者を指導者として学校へ招き、交流を推進しています。	学校教育課

（２）「親育ち」への支援

家庭教育は、子どもが成長し「生きる力」を養ううえで、生活習慣、豊かな情操、他人への思いやり、善悪の判断など、基礎的な資質や能力を培う場となります。また、子どもがこうした「生きる力」を育むには、親自身の成長「親育ち」も大切です。

親同士、親子同士の交流や、家庭教育の重要性を見つめ直し、考える機会を提供し、子育てへの負担や不安を解消する精神的な支援を進めます。

事業の方向【① 家庭教育への支援の充実】

思春期の子どもを持つ親のための子育て講座などの開催に努め、家庭教育への支援の充実を図ります。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	ファミリー・サポート・センター等において、各種講演会等を実施します。	子育てに伴う不安等の解消を図るため、引き続き、各種講演会等を実施していきます。	こども課
2	幼少期から思春期の子どもを持つ親に、親としての学ぶ機会を提供し、家庭教育への支援を進めます。	学校での就学時健康診断や一日入学等の際に、親学アドバイザーを派遣し研修会等を実施しています。今後も家庭教育への支援を進めていきます。	教育研究所

基本目標2 子育てを楽しめる家庭づくり

【取り組みの方向】

(1) 子育てを楽しめるための支援

(2) 子育て家庭への支援の充実

(3) 母子保健施策の充実

【事業の方向】

①子育て交流事業の充実

②ファミリー・サポート・センター事業の実施

③産前産後・サポート・センター事業の実施

①経済的支援の充実

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

①子どもと母親の健康の確保

②「食育」の推進

(1) 子育てを楽しめるための支援

本市ではこれまで「つどいの広場」事業や「子育てサロン」、「産前産後・サポート・センター」など、子育てを楽しめるための方策に取り組んできました。今後もこうした取り組みの充実を図るとともに周知徹底を進めます。

事業の方向【① 子育て交流事業の充実】

親同士がくつろいで集い、交流することができるような場や機会を提供するとともに、子どもたちも「世代間交流」などの交流ができるよう図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	園庭開放事業等により、人の目がある保育所などの公共施設で子どもが安心して遊べる育児環境、さらには親同士がくつろげる交流の場の開設を継続します。	公立保育所のうち、永田・日野田・吉田保育所の園庭を、引き続き開放し、子育て相談等の推進を図っていきます。	こども課
2	原谷公民館内への「子育てサロン」の開設も継続し、お母さん同士が気軽に集まれる場を提供します。また、引き続き「子育てサロン」など交流の場の拡充を検討していきます。	「子育てサロン」については、拡充等を検討し、継続して実施していきます。	こども課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
3	幼稚園と保育所（園）による、 各々の特色を活かしながら連携し た各種事業の実施を継続します。	吉田保育所において、吉田幼稚 園との交流事業を行うなど、連携 を図っていきます。	こども課
		吉田幼稚園において、吉田保育 所との交流事業を行うなど、連携 を図っていきます。	学校教育課
4	保育所(園)、幼稚園、認定こど も園、小学校、中学校において高 齢者の参画を得た世代間交流事業 の実施を継続します。	保育所（園）の事業に世代間交 流を位置づけ、積極的、継続的に 行っていきます。	こども課
		幼・小・中学校で実施しており ます。今後も事業の実施に努めて いきます。	学校教育課
5	幼児、小学生、中学生、高校生 および高齢者などの各世代間での 異世代交流事業を行い、子育てを 地域全体で支える風土を形成して いきます。	保育所（園）の事業に世代間交 流を位置づけ、積極的、継続的に 行っていきます。	こども課
		世代間交流を積極的、継続的に 行っていきます。	学校教育課
6	秩父市こども遊園地『ちちぶキ ッズパーク』内の施設の充実を図 るとともに、引き続き安心・安全 な遊び場を提供していきます。	専門業者による遊具点検を毎年 実施し、修理が必要な箇所の早期 発見に努めています。今後も遊具 の安心・安全な遊び場を提供して いきます。	都市計画課



事業の方向【② ファミリー・サポート・センター事業の実施】

ファミリー・サポート・センター事業の実施を継続するとともに、事業内容の充実に努めます。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	<p>保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する人と子育て援助を行うことを希望する人との連絡調整を図り援助者には講習などの必要な援助を行う会員制の「ファミリー・サポート・センター」事業を継続的に実施します。</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業については、平成17年度から、市が「秩父市シルバー人材センター」へ委託し実施しています。また、病気の回復期にあるお子さんをお預かりし、事業の充実等を図っています。今後も、チラシ、市報、ホームページ等で積極的に啓発を行っていき、事業の継続実施、普及に努めていきます。</p>	こども課

事業の方向【③ 産前産後・サポート・センター事業の実施】

産前産後・サポート・センター事業の実施を継続するとともに、チラシ、市報、ホームページ等で積極的に普及・啓発を行い、事業の拡大に努めていきます。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	<p>妊娠中の方（母子健康手帳の交付を受けた方）または出産後6か月未満の方が利用できるよう、会員制の「産前産後・サポート・センター」事業を継続的に実施していきます。</p>	<p>ファミリー・サポート・センターの対象になっていなかった妊娠中の方（母子健康手帳の交付を受けた方）又は出産後6か月未満の方が利用できるよう、産前産後・サポート・センターを引き続き開設し、事業の充実を図っていきます。</p>	こども課

(2) 子育て家庭への支援の充実

親子が健全で安定した日常生活を送るため、医療費の支給や利用者負担の軽減など、経済的支援に努めるとともに、ひとり親家庭に対して自立・就業を支援するため、経済支援のほか、悩みや不安に関する相談体制や就業支援など、きめ細かなサービスの充実を図ります。

事業の方向【① 経済的支援の充実】

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種支給・補助制度などの経済的支援の充実を図ります。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	こども医療費支給制度について、支給対象者を中学校3年生までに拡大して制度の充実を図ります。	支給対象者については、平成22年4月診療分から中学校3年生まで拡充し、制度の充実を図りました。 また、平成25年度より、秩父郡市内での診療について、窓口払い廃止を実施しました。	こども課
2	小学校および中学校並びに特別支援学校の小・中学部までに在籍する児童生徒を持つ保護者に対し、学校給食費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	平成26年度より、新制度「子育て支援学校給食費助成金制度」を開始し、助成の対象範囲が、これまでの「一部保護者」から「保護者全員」となりました。 (小学生：1人当たり年額12,000円 中学生：1人当たり年額14,400円)	保健給食課
3	ひとり親家庭等医療費および重度心身障害者医療費の支給制度の充実について検討していきます。	平成25年度より、秩父郡市内での診療について、窓口払い廃止を実施しました。	こども課 障がい者福祉課
4	保育所(園)等の各施設の利用者負担額が過度の負担となることがないように、適正かつ妥当な単価の設定に努めます。	利用者負担額については、国の基準を考慮し、適正な利用者負担額の単価を設定しています。	こども課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
5	幼稚園に在籍している児童の保護者の負担軽減を図るとともに、公立、私立幼稚園間の保護者の負担格差是正を目的とする「幼稚園就園奨励費補助事業」について普及・啓発を図り、継続的に実施します。	3歳児、4歳児、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対して、その世帯の所得状況に応じて、入園料及び保育料の一部を補助する「幼稚園就園奨励費補助事業」の継続的实施に努めます。また、市報やホームページを通じて、事業の普及・啓発にも努力します。	教育総務課
6	放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）における公私立格差の解消に努めます。	平成19年度から公私保育料の差額相当分を補助しています。今後も差額の解消に努めていきます。	学校教育課
7	高等職業訓練促進給付金の支給など、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、支援を行っていきます。	継続的に事業を実施し、充実を図っていきます。	社会福祉課
8	3歳の誕生日までの子どもがいる家庭に、継続して紙おむつ用ごみ袋を支給します。	引き続き、3歳の誕生日までの子どもがいる家庭に、一人あたり月に5枚（年間60枚）支給していきます。	生活衛生課
9	子育て家庭優待制度『パパ・ママ応援ショップ』事業について、協賛店舗の拡大等を図るなど、引き続き事業の普及・拡大に努めます。	母子健康手帳交付時をはじめとし優待カードを配布するとともに、市報やホームページ等で積極的に広報を行うなど、引き続き、事業の普及・拡大に努めていきます。また、近隣の5県（群馬・福島・茨城・栃木・新潟）と連携し、同様の優待カードの配布を実施しています。	こども課

事業の方向【② ひとり親家庭等の自立支援の推進】

ひとり親家庭でも安心して生活が送れるように、個々の家庭の状況に応じて社会的支援体制の充実を図るなどしていきます。

事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1 埼玉県地域福祉担当女性相談員と連携しながら相談に応じ、埼玉県で実施しているひとり親家庭福祉サービスについての情報提供を行います。	今後も連携して、ひとり親家庭の支援を行っていきます。	社会福祉課



(3) 母子保健施策の充実

女性が安心して妊娠・出産できる環境づくりをめざすとともに、母親の育児に対する不安や孤独感を軽減し、健全で喜びを感じられる環境づくりを推進します。また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、生活習慣の基本となる食生活について、料理教室や体験学習を通じた食育を推進します。

事業の方向【① 子どもと母親の健康の確保】

育児・子育て支援の観点からの母子保健支援体制の整備・充実を図っていきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	誰もが妊娠、出産、育児に関して正確な知識を持ち、理解ができるよう適切な母子保健情報の提供に努めるとともに、ニーズに応じた健康教育の充実を図ります。	マタニティ教室を実施し、妊娠中の保健・栄養・歯科保健、出産の経過や基本的な育児等母子保健情報の提供をするとともに、実習も取り入れ、参加者同士の交流が図れるよう努めています。今後も市民のニーズや時代に合わせた子育てに関する情報の普及啓発をし、健康教育の更なる充実を図ります。	保健センター
		今後も普及、啓発活動を積極的に行っていきます。	こども課
2	不妊に関する情報提供、専門相談の紹介に努めます。	不妊治療に関して、問い合わせや相談に応じ情報提供をするとともに、不妊治療費の助成事業にも取り組んでいます。今後も継続して取り組みます。	保健センター
3	妊娠時に効果的な健診や相談を受けられるよう支援するとともに、慢性疾患や障がい、経済的問題等を含めハイリスクな妊婦も安心して出産、育児をできるよう、関係機関とも連携を図りながら相談・情報提供、支援体制の整備の推進に努めます。	母子健康手帳発行時や妊婦健康診査受診結果から、安心して出産・育児ができるよう、保健師・栄養士が相談支援を実施しています。また、関係機関だけでなく医療機関とも連携し早期支援が必要な妊婦の支援にあたっています。今後も他機関との連携を強化しながら、充実した支援体制の整備に取り組みます。	保健センター

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
4	子育て中の母親同士の交流の場を提供し、子育てについて共有し合える母親の仲間づくりなどを充実させます。	産後ママのケア教室、ベビーマッサージ教室、離乳食実習教室を行い、児の月齢が近い母親同士の交流の場を提供しています。また、毎月実施している育児相談では、利用者が仲間づくりしやすい会場設営の工夫に努めています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
		引き続き「子育てサロン」「児童館」等の子育て支援拠点の充実を図っていきます。	こども課
5	未受診者・事後フォロー児への対応と、乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導に継続して努めていきます。	健診未受診児には、勧奨通知を郵送し受診勧奨に努めています。通知後も未受診・連絡のない場合は保健師が電話や訪問等により状況把握に努めています。また、関係機関と必要時連携を図りながら事後フォロー児への対応・相談等の充実に努めています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
6	『親子教室』で子どもと一緒に楽しく遊ぶ経験を通して、関わり方を学ぶ場を提供し、子どもの健全な発達と母親への支援を継続して行っていきます。	1歳6か月過ぎの親子を対象に、親子で一緒に楽しく遊ぶ経験づくりの教室としてあそびの教室を実施しています。また「すくすく教室」を実施し、専門職とともに育児支援に努めています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
7	若年妊婦や妊娠後期での届出者等に、母子健康手帳の交付時に育児サービス紹介をするなど、育児不安の予想される人への早期支援に継続して努めます。	母子健康手帳交付時に、若年妊婦や妊娠後期での届出者に対しては、保健師が丁寧に対応するよう心がけ、妊娠期間中からの早期支援に努めています。今後も継続して取り組みます。	保健センター

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
8	<p>育児ノイローゼや生活苦による悩みなどからの児童虐待発生の未然防止のため、すべての新生児および産婦への訪問指導等での個別相談や子育てアンケートなどを継続して実施します。</p>	<p>すべての新生児および産婦に対して訪問指導を実施し、個別に対応することで児童虐待を未然に防止するよう努めています。また、虐待予防の一環として4か月児健診時に子育てアンケートを実施しています。平成25年度からは、産後1～8か月の産婦を対象に、産後ママのケア教室を開催し、産後うつからの育児ノイローゼを防止するよう努めています。今後も継続して取り組みます。</p>	保健センター
9	<p>相談支援の必要な発達の遅れがある子どもやその保護者に言語聴覚士や理学療法士等の専門職が助言を行い、保護者の子どもへの正しい理解の促進や保護者が抱える療育に関する悩みや不安等の軽減を図り、子育て支援を行うことを目的に、療育相談事業の充実を図ります。</p>	<p>発達につまづきがある子どもやその保護者に対して専門職が助言を行い、保護者の子どもに対する正しい理解の促進や保護者が抱える療育に関する悩みや不安の軽減を図り、子育て支援を行うことを目的に療育相談事業(すこやか(ことば・運動発達・心理・子育て)相談)を実施しています。今後も継続して取り組みます。</p>	保健センター
10	<p>乳幼児の健全な発達のため、正しい食習慣の確立および乳児における離乳食の必要性、幼児のおやつ役割などについて、支援・相談事業を展開していきます。</p>	<p>乳幼児健診時に離乳食教室・おやつ教室を開催し、試食および食生活に関する情報の提供や助言、個別相談を行い、正しい食習慣の確立に努めています。 健診以外にも離乳食期の児を持つ保護者を対象に、調理実習教室を開催し、親子の育児支援を行っています。今後も継続して取り組みます。</p>	保健センター

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
11	むし歯予防対策を進めるため、幼児フッ素塗布、歯科保健相談の充実を図り、学校保健と連携した子どもたちへのブラッシング指導を一層強化していきます。	1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査時には歯科医師の診察、歯科相談、歯科衛生士によるブラッシング指導を行い、幼児期からの歯科保健に対する意識の向上を図っています。また、2歳児歯科健康診査では希望者にフッ素塗布をし、むし歯予防に努めています。今後は2歳児歯科健康診査に新たに栄養相談を実施し、子どもの食生活やおやつについて正しい知識の普及等より細やかな指導を実施し、更なる虫歯予防対策に取り組みます。	保健センター
		歯科検診の実施により、むし歯予防に努めています。引き続き、推進していきます。	こども課
12	市民の健康を守るため、安全でおいしい水道水を安心して飲んでいただく供給体制の継続に努めます。	引き続き、市民の健康を守るため、安全でおいしい水道水を安心して飲んでいただく供給体制の継続に努めます。	水道部

事業の方向【② 「食育」の推進】

食の問題は子どもの将来の健康に大きく影響することから、『地産地消』に基づく地元食材の活用を図るなどしながら「食育」の取り組みを推進します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	食生活改善推進員の協力により地元食材を活用した料理講習会（伝承料理等）を開催し、地域に根ざした食育の推進に努めます。	食生活の改善を推進するボランティア団体（食生活改善推進員）による料理講習会等開催し、地域に伝達し食育推進しています。今後も継続して取り組みます。	保健センター

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
2	食育学習の場として親子料理教室等を開催し、食の重要性を理解して健全な食習慣を実践できるよう食育推進に努めていきます。また、事業開催時等に「食事バランスガイド」の普及に努めます。	親子料理教室を実施し、食の重要性を理解して家族そろって健全な食習慣を形成するよう食育推進に努めています。また、事業等において食に関する情報を提供し、食の大切さを伝えています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
3	保育所（園）において、保育計画のなかで年齢に合わせた食育を実践していきます。また、給食献立表、給食だよりや保健だより等による各家庭への子どもの食事に関する情報提供や啓発活動を継続して行います。	保育課程に位置付け「食育」を実施し、食の大切さの情報提供や啓発活動に引き続き取り組んでいきます。	こども課
		毎月、各家庭に対し給食献立表、給食だより等を配布しています。また、その中で「食の大切さ」等の欄を設けて、食に関する情報提供を継続的に行っています。	保健給食課
4	家族で食事を摂ることの大切さ、1日3食の食事をきちんと摂ることの大切さや自分に合った正しい食生活について、積極的に広報を行います。	保護者への給食試食会を実施していくとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さについての啓発推進に努めています。	保健給食課
		「食育」の実践のため、食の大切さの情報提供や啓発活動に引き続き取り組んでいきます。	こども課

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
5	<p>幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校等で給食に地域の食材・郷土食を取り入れ、子どもの頃から食をとおして「地域」を学べるよう図り、「食育」の推進による健全な日常生活の実現に努めます。</p>	<p>保健給食課と連携を図り、食育を推進していきます。</p>	教育研究所
		<p>地元産野菜は出盛りの時季に取り入れています。今年度も地元産米を使って、手巻き寿司を給食に取り入れたり、干し芋をおやつに使うなど、地元の特産物も少しずつであるが取り入れ、子どもたちの関心を高めることができました。引き続き「食育」に関して推進していきます。</p>	こども課
		<p>地元で採れた野菜（しゃくし菜、ジャガイモ、なす、インゲン）、きのこ（椎茸、シメジ）、米（太田産）などの食材を使用し、しゃくし菜スパゲティや郷土料理である「きのこけんちん汁」、「おつきりこみ」、「かてめし」等を学校給食に取り入れています。引き続き「食育」に関する推進を行っていきます。</p>	保健給食課



基本目標 3 学校を核とした地域における教育の推進

【取り組みの方向】

(1) 学校教育等の充実

【事業の方向】

①次代の親の育成

②豊かな心の育成

③健やかな体の育成

④幼児教育の充実

(2) 信頼される学校づくりの推進

①信頼される学校づくりの推進

(1) 学校教育等の充実

子どもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

事業の方向【① 次代の親の育成】

中学生や高校生などこれから親になっていく世代等が子どもを産み育てることの意義および子どもや家庭の大切さを理解することができるような取り組みを進めます。

事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義への理解を深める教育・広報啓発活動の推進に努めます。	学校においては、男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等教育をとおして推進に努めるとともに、広報啓発活動の推進にも努めていきます。	学校教育課
	男女共生意識を高めるため、男女が共に考える課題をテーマに、男女共同参画情報コーナー「あべにーる」を市報に掲載し、様々な情報提供を行っています。今後も引き続き、情報提供を行います。	市民生活課
	子育てについて有益な情報を、より多くの子育て家庭に提供すると共に、母親の育児への不安や負担を軽減するため、父親の積極的な育児参加の推進を図ることができる「秩父市父子手帳」を平成 23 年度に作成し、配布しています。引き続き、父親の育児参加の推進に取り組んでいきます。	こども課

事業の方向【② 豊かな心の育成】

子どもたちの「豊かな心」を育むべく学校と家庭が連携しながら「心の教育」を実施するとともに、社会のしくみを理解し地域社会に関心を持ってもらうよう取り組みます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	「心の教育」が極めて重要な教育課題としてとらえられることから、家庭での教育はもとより学校でも、発達段階に応じた豊かな心を重視し、思いやりや、感動のできる“生きた心”を培います。	道徳の授業や体験活動を通じて、子どもたちの「豊かな心」を育成する心の教育を、今後も積極的に推進していきます。	学校教育課
2	地域社会に関心を持つ人を育成することに務めます。	総合的な学習の時間等において地域学習を行い、地域社会に関心を持つ児童生徒の育成をしています。 今後も、推進に努めていきます。	学校教育課
		保育所（園）の保育課程に位置付け、推進を図っていきます。	こども課
		子どもを対象とした公民館主催講座等を開催し、公民館活動を通して、地域社会に関心を持つ子どもたちを育成することに努めています。今後も、事業を継続し、公民館が子どもと地域社会のつながる場となるよう努めていきます。	公民館

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
3	臨床心理士のスクールカウンセラーや「さわやか相談員」の配置による教育相談体制を一層充実させます。また、教員の生徒指導・教育相談中級研修会への参加、カウンセリングマインドや教育相談の手法の修得により、不登校問題やいじめ問題、非行問題等への指導力の向上を図っていくとともに、「さわやか相談員」への研修を充実させます。	生徒指導・教育相談中級研修会を開催し、学校関係教職員の教育相談の手法の向上に努めています。また、さわやか相談員や教育相談担当者の研修を充実させるとともに、関係諸機関との連携を深め、教育相談体制の整備・拡充に努めていきます。	教育研究所
4	保育所(園)、幼稚園および認定こども園も含めた臨床心理士等の巡回相談を必要に応じて実施します。	必要に応じて臨床心理士等の巡回相談を実施しています。今後、さらに充実させていきます。	こども課
		必要に応じて臨床心理士等の巡回相談を実施しています。今後、関係機関とも連携しさらに充実させていきます。	学校教育課
5	中学校や高等学校における、地域の企業や福祉施設等での体験学習を推進し、地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成を図ります。	中学校社会体験チャレンジ事業の継続、推進により、地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成に今後も努めていきます。	学校教育課
		また、秩父市社会福祉協議会の依頼による「彩の国体験プログラム」ボランティアの受け入れを、今後も実施していきます。	こども課
6	社会人として必要なルールを理解しマナーや知識を身につける取り組みを行います。	子どもたちの社会性や規範意識の育成に、今後も努めていきます。	学校教育課
			こども課

事業の方向【③ 健やかな体の育成】

子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育やスポーツ健康教育、指導者の育成によるスポーツ指導の充実などを推進し、健やかな体の育成に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	スポーツ指導者の人材育成・確保が必要であるため、スポーツ団体に協力を依頼し、地域における指導者の充実に努めます。	スポーツ少年団の母集団研修を開催したり、埼玉県スポーツ推進委員協議会研修会に参加するなど地域における指導者の充実に今後も努めます。	市民 スポーツ課
2	秩父市スポーツ少年団、各町会の育成会および各学校と連絡調整を図り、子どもたちの現状に適したスポーツ健康教育を進めていきます。	スポーツ少年団の練習場の確保や、学校体育施設の開放制度によって各学校区単位での活動を可能とし、町会や育成会等へペタンクなどの物品の貸出を行うなど、スポーツに取り組みやすい環境づくりを今後も継続していきます。	市民 スポーツ課
3	子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育の推進に努めます。	家庭教育啓発リーフレットによる啓発をしながら、幼稚園等においても健康教育の推進に努めていきます。	学校教育課
		保育所（園）の保育課程に位置付け、健康教育の推進を図っていきます。	こども課
		乳幼児健診、育児相談、親子教室を通して、適切な生活習慣等を身につけていただくため、育児支援をしています。 保健師が幼稚園や保育所（園）、学校、関係機関へ出向き、正しい生活習慣の確立に向けた健康教育を実施しています。今後も継続して取り組みます。	保健センター

事業の方向【④ 幼児教育の充実】

幼稚園における幼児教育について内容などの見直しを随時行い、さらに充実させるとともに、「保育所（園）における教育」についてもあり方や内容について検討を加えながら推進していきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	幼稚園、保育所（園）と学校の連携、幼稚園と保育所（園）の連携等について、さらに推進していきます。	吉田保育所をはじめとし、幼稚園・小学校との交流事業を行うことにより、連携を図っていきます。	こども課
		吉田幼稚園をはじめとし、保育所・小学校との交流事業を行うことにより、連携を図っていきます。	学校教育課
		小学校と私立幼稚園との連携に努めていきます。	教育総務課
2	公立保育所のうち永田、日野田、吉田保育所の園庭開放を継続し子育て相談等の推進に努めます。	引き続き、永田、日野田、吉田保育所の園庭を開放するとともに、子育て相談等の推進を図っていきます。	こども課
3	幼児教育機関である幼稚園はもとより、保育所（園）、認定こども園等の保育施設においても幼児の豊かな情操と思いやりの心を育む教育が行われるよう、一層の強化と推進に努めます。	保育所（園）の保育課程に位置付け、幼児の豊かな情操と思いやりの心の育成に努めていきます。	こども課



(2) 信頼される学校づくりの推進

子どもの成長と「生きる力」に必要な学校教育や地域教育を推進するため、学校等における教育環境・教育施設の整備を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携による「開かれた学校づくり」と安全な学校運営を進め、「信頼される学校づくり」を推進します。

事業の方向【① 信頼される学校づくりの推進】

子どもの生活実態や地域の特性を的確にとらえるとともに、子ども、教職員、保護者がともに学ぶ姿勢が大切であることから、地域に学校を開放し、学校を核とした出会い・学び合いをめざします。また、「開かれた学校づくり」、「特色ある学校づくり」を推進していきます。

事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1 各々の学校が地域に学校を開放し、地域の人々が学校を核として出会い、学び合える学校をめざします。また、保護者の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制を整備し、スクールカウンセラー等の確保に努めます。	子どもの生活実態調査を定期的に行い、地域の特性を的確にとらえて、地域に開かれた学校づくりに努めていきます。学校におけるいじめや虐待に関する早期発見・相談体制の整備充実に努めていきます。	学校教育課
	今後も、保育所（園）内における育児不安や虐待・いじめに関する相談体制の整備、充実に努めていきます。	こども課
	家庭児童相談員による相談体制の充実に努め、学校等と連携して、育児不安を抱える親の支援に努めます。	社会福祉課
	教育研究所内に教育相談室を整備し、随時相談業務を行っています。また、各中学校に「スクールカウンセラー」及び「さわやか相談員」を配置し、学校内におけるいじめや虐待に関する相談体制の整備に努めており、今後も関係部署と連携を図っていきます。	教育研究所

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
2	「学校評議員制度」などによる外部評価を取り入れ、保護者や地域住民等の意見を反映させ、その協力を得て開かれた学校運営に努め、地域の特長を活かした地域学校づくりの一層の推進をめざします。	各幼稚園・小学校・中学校の学校評議員制度を活用し、外部評価の実施を推進し、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。今後も地域との連携を図り推進していきます。	学校教育課
3	虐待やいじめ等のより迅速な発見に努めていきます。	「要保護児童対策地域協議会」を活用し、保育所（園）や学校等と情報交換を行いながら、虐待の早期発見に努めていきます。	社会福祉課
		現在、学校においては児童虐待に対応する「児童虐待対応キーパーソン」が位置づけられており、対応の中核となる体制が整備されています。今後も関係機関と連携・協力して迅速な発見に努めていきます。	学校教育課
		関係機関、地域住民等と情報交換、連携を図りながら、今後も、虐待やいじめ等の迅速な発見に努めていきます。	こども課
4	教育施設の充実に努めるため、国・県へ財政支援を要望するとともに、空調設備の計画的整備や各学校からの要望及び改修が必要な箇所などの工事・修繕を実施します。	1 教室当たりの児童・生徒数が多い小学校から、順次普通教室に空調設備の整備を行うほか、各学校から要望を聞き改修を実施し、教育施設の充実に努めています。今後も適切に対応していきます。	教育総務課

基本目標 4 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動

【取り組みの方向】

(1) 総合支援体制の整備

(2) 子育て支援のネットワークづくりと充実

(3) 子どもにやさしい生活環境づくり

(4) 地域保健医療の連携と促進

【事業の方向】

①総合支援体制の整備

①子育て支援センターの活動の充実

②子育て支援のネットワークづくり

③子育て情報提供サービスの充実

④児童虐待防止対策等の充実

⑤障がい児施策の充実

①良質な住宅の確保

②良質な居住環境の確保

③安全な道路交通環境の整備

④子どもの交通安全を確保するための活動の推進

⑤利便性の高い交通環境の整備

⑥安心して外出できる環境の整備

⑦安全・安心まちづくりの推進

⑧子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

⑨児童の健全育成事業の充実

⑩子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

①思春期保健対策の充実

②小児医療の充実

(1) 総合支援体制の整備

本市ではこれまで「放課後子どもプラン」や「ふれあい学校」、「わいわい塾」など、教育部門と福祉部門が連携した子ども・子育てに関する総合的な支援に取り組んできました。

今後も教育関連機関や福祉関連機関と連携を強化し、本市の豊かな自然と伝統的な文化・歴史に学びながら健やかに子どもが成長できるよう、市民・事業協力のもと、総合的な子育て・子育ての支援を推進していきます。

事業の方向【① 総合支援体制の整備】

子育て支援関係の事業、学校教育関係の事業や生涯学習事業の子育てに関係する事業を総合的に支援する体制の整備を進めます。

事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1 児童福祉、学校教育、保健の部門間および関係機関との情報交換と連携を強化し、支援体制の一層の充実を図ります。	関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
	こども課、社会福祉課、保育所(園)、公私立幼稚園、児童相談所、県立盲学校、特別支援学校、小学校等随時対象者に関係する必要な機関と連携を取りながら個別に支援を実施しています。今後、更に連携を密にするとともに総合的な支援に努めていきます。	保健センター
	「要保護児童対策地域協議会」における実務者会議を毎月開催しており、関係機関間の情報交換や連携を行い、更なる支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
	支援の必要な障がい児のために各関係機関と連携し合い、状況に応じてケース会議を開催し支援体制の強化に努めています。引き続き関係機関との連携を図り対応していきます。	障がい者福祉課
	児童生徒の健康増進を図るため、医師会、学校医、養護教諭、その他関係機関等と随時連絡を取り合い、連携ネットワークの強化に努めていきます。	保健給食課
	情報交換や連携ネットワークの強化に努めていきます。	学校教育課

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	<p>児童福祉、学校教育、保健の部門間および関係機関との情報交換と連携を強化し、支援体制の一層の充実を図ります。</p>	<p>公民館では、小中学校との連携事業に取り組んでいます。公民館文化祭では小中学校児童生徒の作品展示や、小学校の児童に演技発表をしていただいています。また、小学校の授業や行事に公民館のクラブが参加し、児童の体験活動や交流活動を小学校と連携して行っています。今後も、学校と地域の交流活動を推進していきます。</p> <p>学校の依頼に応じ、「総合学習文庫」や「朝読セット」など、まとまった冊数の本の団体貸出を継続して行います。学校司書教諭補助員の研修支援、児童館に司書が出向いての読み聞かせも引き続き行います。また、保健センターに司書が出向き、4ヶ月健診時に絵本を紹介する「ブックスタート事業」は、平成27年度から絵本の配布を秩父図書館で行う予定です。</p> <p>市内には、歴史・民俗系の資料館が3館、自然系の資料館が1館、計4館の資料館があり、児童・生徒が社会科見学や「総合的な学習」の一環として利用しています。また、引き続き、収蔵資料等を活用した企画展の開催や、学校と連携して児童・生徒を対象とした事業や講義を行なっていきます。</p>	<p>公民館</p> <p>図書館</p> <p>文化財保護課</p>
2	<p>「放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブとふれあい学校の一体的な実施を目指します。(一体的とは一体型*または連携型*を指します)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. すべての小学校の児童が学童保育室に入室できるよう対応していきます。 2. 平成31年度までに8か所での一体型の実施を目指します。 3. 全小学校で開設しているふれあい学校を、今後も継続していきます。 	<p>学校教育課</p>

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
2	「放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブとふれあい学校の一体的な実施を目指します。(一体的とは一体型または連携型を指します)	<p>4. 共通プログラムの実施に向け、学童保育指導員とふれあい学校指導員が密に連携できるよう努めていきます。</p> <p>5. 共通プログラムの実施にあたり、放課後利用されていない学校施設の積極的な活用を図ります。</p> <p>6. 教育委員会が主体となり、一体的な実施ができるよう努めていきます。</p> <p>7. 地域の実情に応じ、学童保育室の開所時間延長事業を実施することをめざします。</p>	学校教育課
3	公民館主催の子育て支援等への協力を通して、教育部門との連携に努めていきます。	公民館活動の子育て支援等への協力を通して教育部門との連携に努めています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
4	保健センターおよび保育所(園)などから講師の派遣を受けての育児学級『わいわい塾』の開催や、図書館や小学校と連携して活動している荒川公民館クラブ『おはなしくれよん』、「こども公民館事業」などを継続実施していきます。	1. 荒川公民館クラブ「おはなしくれよん」は、荒川図書館におけるおはなし会やピヨピヨタイム、荒川東、西小学校における朝のおはなし会を、図書館や小学校と連携し活動しています。さらに荒川幼稚園、児童館、保健センター等におけるおはなし会にも協力しています。絵本の朗読、紙芝居や手あそび、エプロンシアターなどの実施により、子供たちや保護者に対し、家庭での読書の定着や読書意欲の向上に寄与し、子供たちの真っ白な心の中に、本のおもしろさや夢を描くような活動を展開しています。	公民館

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
4	<p>保健センターおよび保育所(園)などから講師の派遣を受けての育児学級『わいわい塾』の開催や、図書館や小学校と連携して活動している荒川公民館クラブ『おはなしくれよん』、「こども公民館事業」などを継続実施していきます。</p>	<p>2. 原谷公民館で開催している育児学級わいわい塾では、市立病院や保育所(園)などから講師の派遣を受け、医療・保健・福祉部門と連携した子育て講座を開催しています。また、こども課との連携により、原谷公民館遊戯室に子育てサロンを設置しており、未就学児を対象に週3回、0歳児を対象に月2回行い、子育てに関する情報交換や仲間づくり、親子間交流の場となっています。その他、双子をもつ親子など、4つの特色のある自主サークル活動を通し、年間を通じて児童福祉育児関係事業を実施しています。</p> <p>3. 公民館に図書館から配本を受け、コーナーを設置し児童書の貸出を行っています。</p> <p>4. 公民館の各講座において、保健センターの保健師が講師となり、講座を開催しています。</p> <p>5. 公民館において、こども公民館事業や学校週5日制対応事業を実施しています。</p> <p>今後も、これまでの取り組みを継続実施するとともに、関係各所との連携を図り、子育てに係る事業を実施していきます。</p>	公民館

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
5	「おはなし会」、「映画会」の実施と、希望のあった小・中学校への移動図書館車の巡回、「出張おはなし会」等を継続します。	おはなし会を秩父図書館で月 2 回、荒川図書館で幼児向けに月 1 回と小学校低学年向けに年 4 回、子ども映画会を秩父図書館で年 3 回、荒川図書館で年 3 回実施します。移動図書館車は、小・中学校へ定期的に巡回します。また、今後も、学校の依頼に応じ、出張おはなし会やブックトークを随時実施していきます。	図書館
6	市内にある 4 館の資料館の収蔵資料を活用した企画展の開催などを継続するとともに、学校教育などと連携した各種事業を推進します。	市内には、歴史・民俗系の資料館が 3 館、自然系の資料館が 1 館、計 4 館の資料館があり、児童・生徒が社会科見学や「総合的な学習」の一環として利用しています。また、学校教育と連携して、児童・生徒の作品展示や伝承教室の開催、必要に応じて職員が学校を訪れての授業の実施など、各種事業を推進しています。今後も事業の推進を図っていきます。	文化財保護課
7	『秩父市要保護児童対策地域協議会』を有効に活用し、各種の活動を充実させていきます。	今後も関係機関と連携し、支援体制の整備、強化を図っていきます。	社会福祉課
		引き続き、関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。	こども課
8	『子育て ちちのきプラン』の進行管理等を行う機関の設置を継続し、各関係機関や住民の意見を事業に反映させるための体制を確立、強化します。	秩父市児童福祉審議会において進捗状況等を管理していきます。今後は、子ども・子育て支援新制度における「秩父市子ども・子育て支援事業計画」に包含・継承し推進していきます。	こども課
9	地域子育て支援拠点等の拡充を図ります。	「地域子育て応援タウン」の認定を受けており、引き続き、子育て支援拠点の充実、拡充に努めます。	こども課

(2) 子育て支援のネットワークづくりと充実

社会情勢や生活様式の変化などによって子育てに関するニーズが多様化し、それらに対応した支援・サービスが求められます。「秩父市要保護児童対策地域協議会」など、関係機関との連携をいっそう強化し、子育てニーズに対するきめ細やかなサービスの提供と情報発信に努めていきます。

事業の方向【① 子育て支援センターの活動の充実】

地域における相談・情報提供の拠点である「子育て支援センター」の活動の充実を図ります。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	<p>地域で子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、子育て支援事業に関する情報を提供する「子育て支援センター」（平成 21 年度現在 4 か所）の活動の充実に努めます。</p> <p>また、保育所の園庭を開放する際に、子育て支援相談員による気軽な子育て相談を実施し、利用率の一層の向上に努めます。</p>	<p>子育て支援センターの活動については、市報、ホームページ等で普及、啓発活動をし、相談員の方には、積極的に研修会に参加してもらいなど、事業の充実を図っています。今後も、利用施設の普及啓発に努めます。</p>	こども課

事業の方向【② 子育て支援のネットワークづくり】

『秩父市要保護児童対策地域協議会』を有効に活用し、支援のネットワークの確立、強化を推進します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	<p>『秩父市要保護児童対策地域協議会』と連携を図るなど関係各課等との連携、支援体制の整備、強化を図っていきます。</p>	<p>引き続き、関係機関等との情報交換、連携を図っていきます。</p>	こども課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
2	『秩父市要保護児童対策地域協議会』の設置による関係機関間の情報交換や連携を進めます。また、家庭児童相談員の研修等による充実した相談支援体制を継続します。	実務者会議を月1回開催し、情報交換を行っています。更に、家庭児童相談員2名による相談体制の充実を図り、育児不安を抱える親の支援に努めます。	社会福祉課

事業の方向【③ 子育て情報提供サービスの充実】

父親・母親それぞれが子育て・子育てに関する確かな知識や技術を身につけるための情報提供サービスの充実を図ります。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	『市報ちちぶ』、市ホームページ、子育て情報パンフレット等により、子育てに関する情報を今後も、内容を一層充実させながら積極的に市民へ提供していきます。	子育てに関する情報の普及、啓発活動については、「子育てハンドブック」を作成したり、ホームページ等の活用により、継続的に行っています。今後も、より一層の内容の充実に努めます。	こども課
2	地域全体での子育て情報が入手できる総合的な子育てホームページの開設について検討を行います。	子育て・子育てに関する確かな知識や情報提供を図っていきます。	こども課
3	秩父市父子手帳を、お父さんに妊娠や育児について正しく理解していただき育児参加してもらうための手引書、またお子さんの健康の成長記録およびお子さんとの思い出づくりの一助として活用してもらうことを目的として継続的に配付します。	新たな秩父市父子手帳を平成23年度に作成し、配布をしております。引き続き、父親の育児への参画を推進していきます。	こども課

事業の方向【④ 児童虐待防止対策等の充実】

児童虐待の予防と早期発見等に努めるとともに、犯罪、いじめ、児童虐待等にあった子どもへの対応を推進します。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	『秩父市要保護児童対策地域協議会』における関係機関の連携協力体制の強化により児童虐待対策に努めます。また、家庭児童相談員を中心とする子育て支援センターや主任児童委員、教育相談員との連絡協議会の開催も継続します。	中学校区ごとの実務者会議で小中学校間の情報交換を行い、情報共有することで、関係機関で役割分担をして家庭の支援を行い、虐待対策に努めています。家庭児童相談員による連絡協議会も月1回開催し、情報共有し、虐待児童の早期発見に努めており、関係機関との連携を図っていきます。	社会福祉課
2	児童虐待に対する研修会を充実させ、関係機関が連携した予防策を推進します。	各関係機関において研修を推進するとともに、関係職員の資質の向上を図ります。	社会福祉課
3	小学校、中学校の不登校児の自宅訪問等を通じて、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	今後も、家庭児童相談員による相談や訪問により児童の現況の把握、養育支援に努めていきます。	社会福祉課
4	幼稚園、保育所(園)、認定こども園で子どもの体調・体の様子を細かく見守り、また乳幼児健診などの未受診者の家庭訪問を行うことにより、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	今後も、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	学校教育課
		関係機関、地域住民等と情報交換、連携を図りながら対応していきます。	こども課
		健診未受診児には、保健師が電話・訪問等を行い児の発育発達や育児等生活状況の把握に努めています。必要に応じ、関係機関とも連携を図りながら、今後も継続して取り組みます。	保健センター
5	市報への年1回の記事掲載、啓発パンフレットの配布等、児童虐待防止のための広報、啓発活動を充実します。	11月の児童虐待防止推進月間にあわせて、市報に掲載し、児童虐待防止の啓発を行っており、継続して取り組んでいきます。	社会福祉課
6	「里親制度」に関する広報・啓発活動の一層の充実を図ります。	市報への年1回の掲載、パンフレットの配布を行っています。引き続き、啓発を図っていきます。	社会福祉課

事業の方向【⑤ 障がい児施策の充実】

障がいのある子どもの子育てをしている親への相談・指導の充実など、特別に支援を要する児童のための諸施策の充実に努めていきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	保育所（園）や学童保育室での障がい児の受け入れを推進していきます。	専門機関等との連携を図りながら、一緒に保育できるような体制づくりに努めます。	こども課 学校教育課
2	地域の小学校・中学校との交流を促進し特別支援教育体制の一層の整備に努めます。	各学校の分掌に特別支援教育コーディネーターを位置付け、特別支援教育体制の整備に取り組んでいます。今後も、コーディネーターを中心に特別支援教育を組織的に推進していきます。	学校教育課
3	学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がいについても秩父特別支援学校など専門家の協力のもとにその対応を図っていきます。	特別支援教育の推進について、県立秩父特別支援学校との連携をさらに進め、専門家の協力が得られるよう努めていきます。	学校教育課
4	特別支援教育推進委員会の設置を継続し、秩父特別支援学校と合同で継続的開催を図ります。	今後、秩父特別支援学校や県立総合教育センター等と連携し、合同の研修会等を実施していきます。	学校教育課
5	小学校、中学校の特別支援教育を担当する教諭の研修を充実させます。	秩父市障害児就学支援委員会の調査専門員の会合において、情報提供を含め研修を充実させていきます。	学校教育課
6	特別支援教育に関する研修を一層充実させます。	特別支援教育推進委員会を核とし、管理職研修会など各種研修会を実施しています。今後も、研修の充実を図っていきます。	学校教育課

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
7	心身障がい児通園事業等において、理学療法士や言語聴覚士などによる専門的なサービスを提供できる体制の整備を推進します。	指定児童発達支援事業として埼玉県指定を受け、保育園・幼稚園と支援策を共有し、特別支援教室・特別支援学級との連携を図っています。星の子教室の職員と保護者に言語聴覚士・臨床発達心理士・理学療法士・音楽療法士による助言・指導を行い専門的なサービスの提供と家庭の支援ができるよう努めています。また個別支援計画を作成し個々の障がい児に対し効果的な療育に努めています。引き続き、体制整備を推進していきます。	障がい者 福祉課
8	心身障がい児通園事業をはじめ、保育所（園）・幼稚園、認定こども園など地域で子どもに直接接する福祉・保健・教育部門が連携を図ることにより、心身に障がいや発達の遅れ等のある幼児が就学前から就学後も一貫して相談できる体制の整備を推進します。	星の子教室の巡回相談及びフレンドリーの育児相談等により関係機関との連携を図っています。保育所・幼稚園を対象にした発達支援に係る巡回支援を実施します。引き続き、体制整備を推進していきます。	障がい者 福祉課
		発達につまづきのある子どもとその保護者への支援を通じ、その子どもが所属する保育所（園）・幼稚園からの相談に応じています。また必要に応じて支援者間の連絡調整を行っており、今後も継続して取り組みます。	保健センター
		対象者の支援のために関係機関と積極的に連絡を取り、連携し合い支援体制の強化に努めています。	こども課
対象者の支援のために関係機関との連携を図り、支援体制の強化に努めています。	学校教育課		

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
9	障がいや発達につまずき等のある保育を必要とする児童に、地域の友達と一緒に遊び多様な体験ができる機会を提供するため、保育所をはじめ、各種施設への受け入れを推進します。	今後も、関係機関との連携を図りながら推進していきます。	こども課
			学校教育課
10	「秩父市ユニバーサルデザインの推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいた障がい児（者）の生活環境の整備を推進します。	各課において、当該方針・条例に充分配慮しながら対応します。	障がい者 福祉課



(3) 子どもにやさしい生活環境づくり

子どもが安全で安心して日常生活を送るには、居住環境や道路交通環境などハード面での整備とともに、近年問題視されているインターネットや携帯電話等での有害情報対策や、事故・犯罪等から子どもたちを守る取り組みといったソフト面での取り組みが大切です。

また、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」を取り入れ、誰もが安全で安心して利用できる公共施設、公共空間の創出をめざします。

事業の方向【① 良質な住宅の確保】

公共賃貸住宅における子育て期、多子世帯等の優先入居制度を継続的に実施します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	小学校就学前の子どものいる世帯についての、入居申し込み時の収入基準の引き上げを継続します。	小学校就学前の子どものいる世帯については、入居申し込み時の収入基準の引き上げを実施しています。また、現在は、住宅入居期間を定めていないため、入居期間が長くなっている状況です。今後は、入居期間を定め、子育て世帯等が入居しやすくなるよう検討していきます。	建築住宅課

事業の方向【② 良質な居住環境の確保】

保育施設・学校施設や住宅のシックハウス対策等をいっそう推進します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	保育施設・学校施設のシックハウス対策の一層の推進を図ります。	保育所（園）の改修・建設時に対応を図ります。	こども課
		建設時等において、使用資材及び設備について対応を行っています。	教育総務課
2	室内空気環境の安全性を確保するため、シックハウス対策の推進を建築士、設計者および施工者に働きかけます。	関係法令に基づいた、対策の周知を行っています。今後も、引き続き、対策の周知徹底を図り、公共建築工事においてもシックハウス対策建材を使用していきます。	建築住宅課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
3	自動体外式除細動器（AED）を継続して配備し、子どもの安全を確保します。	今後も、保育所（園）・認定こども園・児童館への自動体外式除細動器（AED）の配備を推進していきます。	こども課
		今後も、幼稚園、小中学校への自動体外式除細動器（AED）の配備を推進していきます。 また緊急時に適切な対応ができるよう、教職員を対象に、AED講習会を開催しています。	保健給食課

事業の方向【③ 安全な道路交通環境の整備】

安全な道路交通環境の整備を推進します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	交通量の増加が見込まれる箇所や通学路の重点箇所を中心に、関係者の協力を得ながら、継続して歩道および横断歩道の設置、交通信号機の設置、路面標示などの整備を推進します。	今後も、主要幹線道路については、道路計画にあわせて歩道の設置を進めていきます。路面標示については危険箇所を把握し、関係機関と調整しながら随時整備しています。	道づくり 河川課
		各町会からの要望の受付窓口となって、関係機関に対策を要請しています。今後も、関係機関への要望を継続していきます。	市民生活課
2	生活道路における通過車両の進入速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等のため、所轄警察署と協議を進めながら問題点の早期解消を図り、安全な道路環境を整備します。	車両の進入速度の抑制については公安委員会が担当しています。生活道路および幹線道路における交通の円滑化のための道路の改築、改良計画を進めて整備しています。	道づくり 河川課
		地元町会の要望に対して、警察署等関係団体と協議して、対策を講じています。今後も関係団体への要望を継続していきます。	市民生活課

事業の方向【④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進】

子どもたちの交通安全を確保し交通事故から守るため、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を行います。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的・体系的に実施するとともに、交通安全教育を実施する職員の指導力の向上と地域における民間の指導員の育成に努めます。	市内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校等において、子どもを対象にした交通安全教室を実施し、子ども達に交通安全の意識啓発を図っています。また、保護者については新入学児童の一日入学等にて交通安全講話等実施しています。乳幼児を交通事故から守るチャイルドシートの正しい着用方法について、年1回、市報等で市民に周知するよう工夫を進めていきます。	市民生活課

事業の方向【⑤ 利便性の高い交通環境の整備】

利便性の向上をめざして、県、地域の企業と協調して鉄道事業者へ整備要望を実施します。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	市行政と地域の企業が一体となって、県と協調しながら通学、通勤等の生活利便性の向上に向けて、西武鉄道と秩父鉄道へダイヤの検討や増発を要請していきます。	毎年利便性向上のため、県を通して鉄道事業者へ整備要望を実施しています。今後も継続して行っていきます。	市民生活課

事業の方向【⑥ 安心して外出できる環境の整備】

道路、公共建築物、公園などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインと進め、子育て中の親と子を含めすべての人にとって外出しやすく使いやすい「安全で安心なまちづくり」に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	外出中に気軽に立ち寄れて、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、乳幼児を持つ家庭の子育てを支援していきます。	平成 22 年度に備品等の購入を行い、公共施設を「赤ちゃんの駅」に指定しました。今後も、「赤ちゃんの駅」の充実を図っていきます。	こども課
2	中心市街地において、モデル地域の設定などを考慮に入れ、市街地整備と併せて道路のバリアフリー化に取り組みます。バリアフリー化にあたっては、高齢者や障がいのある人の意見、提言を取り入れ、施策に反映させていきます。	道路のバリアフリー化については、地元町会の意見や高齢者等の意見を取り入れながら、道路の凹凸等がなく通行に支障がないように進めています。今後もバリアフリー化を推進していきます。	道づくり 河川課
3	既存の道路について、市民の要望をふまえながら計画的に改善の推進を図ります。	既存の道路については、地元町会等の要望を踏まえ可能なものについては早急に対応していきます。今後も適切に対応していきます。	道づくり 河川課
4	新たに整備を行う道路については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などに配慮された歩行空間の創出を図ります。	道路のバリアフリー化については、地元町会の意見や高齢者等の意見を取り入れながら、道路の凹凸等がなく通行に支障がないように進めています。	道づくり 河川課
5	公共の建築物について、妊産婦、乳幼児連れの人たちを視野に入れ、誰にとっても使いやすい「ユニバーサルデザイン」を推進していく中でバリアフリー化を推進します。	施設の整備については、バリアフリー化を図るよう進めています。今後の施設整備については、所管課とも協議を行い、「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき、誰もが利用しやすい施設づくりとして、バリアフリー化を推進していきます。	建築住宅課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
6	新たに整備を行う公共施設について、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などの利用を考慮した整備を行うとともに、既存施設の整備改善を計画的に推進していきます。	<p>条例に基づいた施設整備と既存施設の所管課へ条例の周知及び改善について促しています。</p> <p>今後も、施設の新築・改築・改修を行う際は、協議を行い、条例の基準による施設整備を推進していきます。</p>	建築住宅課
7	新たに整備する公園について、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などに配慮した公園空間の創出を図ります。既存の公園については、市民の要望をふまえながら改善の推進に努めます。	遊具点検を毎年実施し、安心・安全な公園を提供できるよう努めているとともに老朽化した遊具の改修を進めます。	都市計画課
8	鉄道駅における手すり、スロープやエレベーターの設置等について、鉄道事業者の協力を得ながら促進を図ります。	<p>交通バリアフリー法で規定された施設（利用者数 5,000 人以上/日）については、当市では西武秩父駅が該当します。西武秩父駅については、エレベーター、スロープの設置などのバリアフリー化が完了しています。</p> <p>他の駅についても、引き続き、必要に応じて整備要望を行っていきます。</p>	市民生活課
9	「バリアフリーマップ」の作成などの情報提供の継続に努めます。	平成 21 年 4 月 1 日にバリアフリーマップ改訂版を作成しました。今後は市のホームページや「秩父観光ナビ」等を活用し、バリアフリーマップを掲載していく予定です。	障がい者福祉課
10	通行の支障となる違法看板については、引き続きパトロールを行うとともに、設置者の理解促進を図り、解消に努めます。	通行の支障となる違法看板については、パトロールを行い、設置者の理解促進を図り、解消に努めています。今後も推進を図っていきます。	都市計画課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
11	放置自転車の取り扱いについて、警察と連携をとりながら、自転車の放置がされないよう引き続き対策を講じていきます。	放置自転車を発見した場合は、警察と連携をとりながら、即時、撤去しています。今後も、新たな放置自転車が発生しないよう対策に努めていきます。	生活衛生課
12	「埼玉県福祉のまちづくり条例」を子育て支援にも配慮するためのものと認識し、子育てを支援する生活環境の整備に活かしていきます。	「埼玉県福祉のまちづくり条例」を考慮し、今後も子育て支援に配慮した施設の整備が行われるよう働きかけていきます。	こども課

事業の方向【⑦ 安全・安心まちづくりの推進】

「安全で安心なまちづくり」のため、交通事故防止および防犯目的での道路照明灯、夜間照明灯の設置を推進します。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	夜間の交通事故防止および円滑な交通の確保を図るため、道路照明灯の設置を推進します。	地元町会の申請に基づき、道路照明が必要か検討し設置をしています。引き続き、設置について適切に対応していきます。	道づくり 河川課
2	夜間における道路歩行中の事故、犯罪等を未然に防止するため、夜間照明灯の設置を推進します。	新規でLED防犯灯を約40基ずつ設置しています。平成27年度以降も引き続きLED防犯灯を設置していく予定です。	危機管理課

事業の方向【⑧ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進】

子どもたちを非行や犯罪などから守るための活動を推進し、環境の整備を図ります。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	子どもの安全を確保するため、「子ども110番の家」の設置や「学校だより」による啓発活動など被害を未然に防ぐ対策を実施します。	教育委員会や各学校からの通知等をとおして、保護者や学校応援団、地域の方、関係機関に対して協力を依頼するなど、対策を実施しています。引き続き啓発運動を推進していきます。	学校教育課
2	子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための「防犯講習」の実施とともに、緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動への支援に努めます。	各学校において、防犯教室を実施するとともに、「子ども110番の家」の設置協力依頼を行うなど、積極的な取組を行っています。今後も協力要請を続けていきます。	学校教育課
3	地域の人たちが、通学路、校庭でもできるだけ、子どもたちの周辺に寄り添って暖かく見守っていく「助けあい 温もりのまち通学路運動」を引き続き継続的に展開します。	スクールガードなどによる見守り等、多くの協力をいただいています。今後も、学校応援団などに積極的に協力を呼びかけ、継続して実施していきます。	学校教育課
4	学校付近や通学路等における、PTA等の関係者やボランティアと連携してのパトロール活動の推進に努めます。	学校職員や保護者、地域のボランティアの方などが、学校付近や通学路において交通安全指導を行っています。今後、防犯パトロール活動ができるよう、関係機関と連携・協力していきます。	学校教育課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
5	子どもたち自らが学校内外におけるさまざまな危機に対処できるよう、キャッシュカードなどの消費行動、携帯メールなどの情報行動に万全な注意を払うなど現在生活の基本を理解させるとともに、安全な行動をできるように地域ぐるみで安全教育の充実に努めます。	学級活動や情報セキュリティ研修会などを通じて、現代生活の基本を理解させるとともに、安全教育の充実を図っています。	学校教育課
		保育所で継続して「防犯教室」を実施し、子ども達が安心・安全に過ごせるよう様々な施策に取り組んでいます。今後も安全対策を図っていきます。	こども課
		毎週月～金曜日に消費生活相談を実施し、消費者トラブルの相談を受け、解決のため助言・あっせん業務を行っています。また、子ども向けの秩父市オリジナルリーフレットや消費者教育用教材等を作成し、出前講座等を通して配布しています。今後も、消費者被害の未然防止と自立した消費者の育成のため、消費者教育を行っていきます。	市民生活課
6	青少年を非行や犯罪から守るための環境の整備に向けて、健全育成活動の充実を図るためにさまざまな青少年活動を展開する団体への支援と活性化に努めます。	地域・学校・PTAと連携をとり、非行防止パトロールを実施したり、青少年育成秩父市民会議加盟団体によるあいさつ運動等の健全育成活動を実施しています。引き続き、青少年活動への支援を行っていきます。	生涯学習課

事業の方向【⑨ 児童の健全育成事業の充実】

放課後児童健全育成事業の対象にならない児童の健全な「居場所」をつくり、体験活動や交流活動を支援していきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	「秩父市ふれあい学校条例」に基づく小学校への『ふれあい学校』の開設を継続的に実施します。	現在、全小学校において、ふれあい学校を開設しています。今後も継続していきます。	学校教育課

事業の方向【⑩ 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進】

子どもたちを取り巻いているさまざまな有害な環境への対策・対応を進めます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	喫煙や薬物等に関する防止教育として、学校や地域と連携し「薬物乱用防止教室」に取り組みます。	今後も学校や地域と連携し、アルコール・たばこ・薬物乱用防止等の啓発に努めていきます。	保健センター
		各学校で「薬物乱用防止教室」を実施しています。今後も、継続して開催を推進していきます。	学校教育課
2	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及のため、学校医または特別に講師を招いての保健講話、教育相談的な個別指導、養護教諭からの指導、さらにはさまざまな広報紙による正しい知識の普及などにも努めます。	児童生徒や保護者を対象として、養護教諭や学校医等が、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を行っています。今後も、知識の普及や広報に努めていきます。	学校教育課
3	インターネットの適正利用と有害図書に対する適正な対応を促進します。	インターネットの教育利用に関するガイドラインを策定し、適正利用と情報モラルの向上を図っています。今後も、関係各課等と連携を図りながら、適正な対応を促進していきます。	学校教育課
		インターネットの適正利用については、県と共同で啓発活動を行っています。有害図書については、取扱店舗の訪問など県が行う活動との連携を図っていきます。	生涯学習課
		今後も学校や地域と連携し、アルコール・たばこ・薬物乱用防止等の啓発に努めていきます。	学校教育課

(4) 地域保健医療の連携と促進

思春期は子どもが大人へ成長する大切な時期であり、生命を尊重し、心と身体に関する正しい知識を理解するとともに、心の安定が大切です。地域や関係機関と連携した思春期保健対策を推進していきます。

小児医療は、母親が安心して子どもを産み、子どもを健やかに育てることができる環境の整備基盤の1つとなるものです。秩父市立病院における常勤医師の確保や、理学療法士、作業療法士におけるリハビリテーションの充実など、きめ細やかな小児医療体制の整備を進めます。

事業の方向【① 思春期保健対策の充実】

「健康教育」の充実を図り、自ら健康管理ができるよう図るとともに生命の尊さを伝えます。また、子どもの健康についての相談の体制の充実に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	幼稚園、保育所(園)、認定こども園や学校等、地域、家庭における「健康教育」の充実を図り、自分の身体について正確な情報を入力し、自ら健康管理ができるように努めます。	幼稚園、保育所(園)、学校等からの依頼に応じて、子育てや乳幼児、思春期の保健にかかわる講話等を実施しています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
		保育所(園)の保育課程に位置付け、健康教育の充実に取り組んでいきます。	こども課
2	相談業務に従事する専門職の確保および資質の向上を図り、子どもの健康についての相談体制の充実に努めます。	養護教諭による保健室経営において、児童生徒の保健・健康相談の充実を図っていきます。	学校教育課
		電話相談、面接に随時対応しています。 また、フレンドリーや秩父保健所と連携を取りながら相談支援を実施しています。専門職員は各種研修会に出席し、知識・資質等の向上を目指しています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
		研修会等への積極的な参加により、子育て支援相談員の資質の向上を図っていきます。	こども課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
3	“生命の尊さ”を子どもたちに十分伝えることのできる地域をつくります。	幼稚園・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、生命の尊さを十分伝えることのできる地域を作るよう努めていきます。	学校教育課
		保育所（園）、認定こども園、地域社会が連携・協働しながら、生命の尊さを十分伝える地域づくりに努めていきます。	こども課

事業の方向【② 小児医療の充実】

地域の医師会や各小児科医師などと連携を図りながら、外来診療、入院治療など小児医療の充実を図ります。また、きめ細やかなリハビリテーションの提供に努めていきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	常勤医師を確保して入院治療を充実させるとともに、地域の小児科医師や埼玉県小児医療センターと連携を図りながら専門性の高い休日・夜間救急対応を行っていきます。	小児科常勤医師 2 名体制を維持し、少数ながら入院治療を受け入れています。今後も常勤医師の確保に努めます。	市立病院
		市立病院と連携して医師の確保に努めていきます。	地域医療対策課
2	秩父郡市医師会と連携し、平日夜間の小児初期救急医療体制の充実に努めます。	市立病院では毎週火・木・金曜日を担当しています。担当日はすべて小児科医師が対応しており、今後もこの体制を維持していきます。	市立病院
		秩父郡市医師会と連携し平日夜間小児初期救急の維持に努めていきます。 また、市報、HP、リーフレットを使って保護者の適切な受診行動への啓発や医療情報の提供を行っていきます。	地域医療対策課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
3	理学療法士 3 名と作業療法士 1 名の職員体制を維持し、きめ細やかなリハビリテーションの実施に努め、障がい児リハビリテーションへの対応を充実させていきます。	理学療法士 4 名、作業療法士 2 名に職員の増加を図り、小児科医師の指示に基づいて障がい児リハビリテーションにも対応していきます。今後もこの体制を維持していきます。	市立病院
4	職員体制の整備と関係機関とのいっそうの連携を図ることにより、各専門外来の診療日数の増加とアレルギー専門外来の再開を進めます。	心臓疾患、小児神経、内分泌疾患及びアレルギーの専門外来を行っています。今後も専門外来の診療日数の確保に努めていきます。	市立病院
5	小児科医師の育成を図るため、『秩父市医学生等奨学金』、『秩父市武山育英資金』、『高山育英奨学金』および『秩父市奨学資金』などの奨学制度等について継続的に実施します。	『秩父市医学生等奨学金貸付制度』を継続して実施し、将来、市立病院等で働く医師の育成に努めていきます。	地域医療 対策課
		秩父市武山育英資金、秩父市高山奨学資金及び秩父市奨学資金による貸し付けを行っています。引き続き、奨学制度を継続していきます。	教育総務課



基本目標5 子育てに配慮した労働環境の整備

【取り組みの方向】

(1) 仕事と子育ての両立

(2) 子育て支援サービスの充実

【事業の方向】

①男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等

②仕事と子育ての両立の推進

①病児・病後児保育体制の整備

②一時保育の充実

③短期入所生活援助事業
および夜間養護等事業の充実

④保育サービスの充実

⑤放課後児童健全育成事業
(学童保育室・学童クラブ)の充実

(1) 仕事と子育ての両立

子育ては男女がともに参画し、それぞれの役割に応じて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※」に取り組んでいくことが大切です。

男性の育児参加の啓発や体験機会の提供、父親同士の交流の場の提供など、父親の積極的な子育て参加を促す取り組みを進めます。また、事業者に対して、就労環境や就業体制の柔軟な対応を働きかけ、快適な就労生活と家庭生活を送れる環境づくりを推進していきます。

事業の方向【① 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等】

男性も含めた「働き方」の見直しと男性の子育て参加などを促進し、男女共同参画社会の実現をめざします。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	「ワーク・ライフ・バランス」等についての広報啓発を積極的に推進し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革や、男性も含めた働き方の見直しを促進します。	国（埼玉労働局）と秩父郡4町と連携し、家族との触れあう時間を作る休暇取得の促進を図ります。	商工課
		保護者の多様な就労状況に伴い、関係各課等と連携を図りながら、適切に対応していきます。	こども課

事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
2 母親、父親のどちらかだけが負担を強いられたりすることがなく、「子どもを育てたい、育ててよかった」と思える、子育ての喜びが実感できるような環境づくりをめざします。そのため、男性の育児参加を促進します。	男女共同参画学習会において、性別役割分担意識の解消や男性の子育てへの参加促進を目的に、父子による料理体験等の講座を開催しています。今後も、男性を対象にした講座を開催し、育児参加を推進していきます。	市民生活課
	新たな秩父市父子手帳を平成23年度に作成し、配布をしています。引き続き、男性の育児参加を推進していきます。	こども課
3 父親も積極的に育児参加ができるよう健康教育を充実させ、両親で子育てをしていけるような環境整備を図るとともに、父親の育児に対する意識の向上に努めます。	新たな秩父市父子手帳を平成23年度に作成し、配布をしています。引き続き、男性の育児参加を推進していきます。	こども課
	夫婦での参加が可能となるよう、マタニティ教室を日曜日にも実施し、父親の育児参加の機会を提供しています。今後も継続して取り組みます。	保健センター
4 講演会やセミナーの開催および市報への情報コーナーの掲載等により男女共同参画の理念の普及・啓発を推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。	男女共同参画の意識を高めるため、男女が共に考える課題をテーマに講演等を開催し、市報においても男女共同参画情報コーナー「あべにーる」において、様々な情報提供や問題提起をしています。また、埼玉県的女性キャリアセンターによるセミナーを開催し、再就職を希望する女性の社会復帰の促進を図っています。今後も、男女共同参画社会への意識を高めるため、様々な情報提供や問題提起を行うとともに、女性の社会進出を応援するセミナー等も引き続き開催していきます。	市民生活課

事業の方向【② 仕事と子育ての両立の推進】

仕事と子育ての両立、ひいては仕事と生活の調和の実現（「ワーク・ライフ・バランス」）を進めるよう図ります。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	秩父地域内の企業へ、育児休業制度*などの子育て応援制度の充実について啓発するなど、育児環境の整備に努めます。	国（埼玉労働局）と連携し、企業への啓発を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。	商工課
2	ファミリーフレンドリー企業の拡大の促進に努めます。	厚生労働省が実施する「均等・両立推進企業表彰」における市内企業の受賞に向け企業と連携を図っていきます。	商工課
3	企業内保育室の整備など、仕事と子育てを両立できる環境の整備の促進に努めます。	事業所内保育所の把握並びに運営支援により、職場の近くで保育できる環境づくりを支援していきます。	こども課
4	子育てのために一時的に休職したものの、その後再就職を希望する保護者のために、再就職支援を行うとともに、就職活動中の保育環境の整備を図ります。	再就職等を支援するために「ジョブプラザちちぶ」において、きめ細やかな相談を実施しています。今後も、関係各課と連携を図りながら推進していきます。	商工課



(2) 子育て支援サービスの充実

働く男女が安心して仕事と子育てを両立できる環境を確保し、多様な就労形態やライフスタイルに応じた保育サービスの提供をめざします。

特に病児・病後児を預かる保育体制や延長保育、一時預かり保育など、就学前に必要な保育サービスや、就学後の放課後に保育が必要な学童保育室・学童クラブ（放課後児童健全育成事業）を充実させ、サービスが必要な家庭すべてにいきわたる体制づくりを進めます。

事業の方向【① 病児・病後児保育体制の整備】

病児・病後児保育体制の整備に向けた検討を進めていきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	仕事と子育てを両立できる環境を整えるため、病児・病後児保育体制の整備に向けた検討を進めていきます。	地域の実情を考慮し、利用ニーズを把握しながら、事業実施について検討していきます。	こども課

事業の方向【② 一時保育の充実】

一時保育事業の実施を定員等の見直しを行いながら継続し事業の周知に努めるとともに、事業実施施設を増やしていくよう普及活動を行います。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	市立花の木保育所における「一時保育」事業の実施を継続し、保護者が子育てから離れてリフレッシュできる機会を提供していきます。	平成17年度から、花の木保育所において一時保育を実施しています。今後も継続して実施していきます。	こども課
2	上記一時保育事業の利用促進のため、事業の周知活動に努めるとともに、「一時保育事業無料利用券」の配付を継続します。	出生時こども医療費等の登録申請時に、こども課において「一時保育無料券」を配布し、事業の周知を図ります。	こども課
3	今後も一時保育事業実施施設を増やしていくよう、一層の普及活動に努めます。	利用状況等を考慮しながら、実施施設の確保体制について検討していきます。	こども課

事業の方向【③ 短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実】

短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実を図っていきます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	保護者が疾病、就労その他の身体上、精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合および保護者が仕事その他の理由により平日の夜間、休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合における必要な保護事業について、充実を図っていきます。	引き続き、対応についての検討を進めていきます。	こども課
		障がい児の日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息の支援のため日中一時支援サービスを行ないます。障がい児を自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等の短期入所(ショートステイ)・生活サポートのサービスを行ないます。	障がい者福祉課

事業の方向【④ 保育サービスの充実】

認可保育所(園)を中核とした保育サービスの質と量の充実に努めます。

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	月曜日から土曜日まで、午前7時から午後7時までの12時間、市立花の木保育所を今後も継続して開所します。	平成17年度から、花の木保育所において実施しています。なお、平成19年度からは、永田保育所において土曜日の11時間保育を実施するなど保育サービスの充実を図っています。引き続き、保育サービスの充実に努めていきます。	こども課
2	利用者の希望状況により民間保育所(園)において12時間保育等延長保育を行う場合は、引き続き必要な支援を行っていきます。	延長保育を実施している民間保育所(園)に対し、補助金を交付しています。今後も、財政事情等を考慮しながら、公平な支援が行えるよう検討していきます。	こども課
3	保育所(園)における休日保育および夜間保育について、市民の需要動向を引き続き調査しながら検討していきます。	ニーズを把握しながら、制度について研究し、実施への検討を進めていきます。	こども課

事業内容		これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
4	保育所（園）における低年齢児の受け入れ体制を整備し、受け入れ月齢の引き下げ、受け入れ人数の拡大など低年齢児保育の拡充を推進します。	ニーズを把握しながら、対応を検討していきます。	こども課
5	職員研修を積極的に行います。	保育士を対象とした研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めていきます。	こども課
6	公立保育所と公立幼稚園における保育士と教諭の人事交流を、継続して実施していきます。	引き続き、人事交流を継続し、教育・保育の質の向上を図っていきます。	こども課
			学校教育課
			人事課
7	保育所（園）における芋ほり遠足の実施等、自然環境を活用した子どもの多様な体験活動を、引き続き推進します。	地域の方の指導・協力により、多様な経験をすることができる活動を取り入れています。 この事業を保育所の保育課程に位置付け、引き続き実施をしていきます。	こども課
8	地域の伝統文化に親しむため、保育所（園）の入所児童を対象に「秩父屋台囃子」の指導を継続して行います。		
9	保育所（園）の児童と高齢者との交流事業を継続して実施していきます。		
10	出産休暇または育児休業明けにおける保育所への入所が円滑に行えるよう、保育所入所予約について検討していきます。	ニーズを把握しながら、検討を進めていきます。	こども課
11	老朽化している保育所（園）の改修等について検討していきます。	引き続き、必要性和財政事情を考慮しながら検討していきます。	こども課

事業の方向【⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）の充実】

すべての小学校区への1つ以上の学童保育室・学童クラブの整備や、すべての学童保育室・学童クラブですべての学年の小学生を受け入れる体制の整備など、「放課後児童健全育成事業」の充実に努めます。

	事業内容	これまでの取り組みと 今後の方針	担当部署
1	すべての小学校区に1つ以上（交通機関の利用による方法も含む。）の学童保育室・学童クラブを整備します。	公立14、私立3、計17の放課後児童クラブが運営されており、久那小・荒川西小学区を除き、学区ごとに設置しています。久那小・荒川西小学校の児童についても、学童保育室に通えるよう対応しています。	学校教育課
2	すべての学童保育室・学童クラブにおいてすべての学年の小学生を受け入れる体制の整備に努めます。	現在、運営しているすべての学童保育室において小学校6年生まで受け入れています。今後も同様に継続していきます。	学校教育課
3	すべての公立学童保育室について、月曜日から金曜日は放課後から午後6時45分まで、土曜日、開校記念日、春、夏、冬休み等の学校休業日は午前7時45分から午後6時45分までの開所時間を、今後も継続します。	現在も継続できております。今後も同様に運営していきます。	学校教育課
4	学童保育室・学童クラブにおいては、「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を尊重した運営を行います。	すべての学童保育室において、運営基準による点検を、毎年度行い、改善すべき点について確認を行っています。今後も、この基準を基に運営を行います。	学校教育課
5	学童保育室・学童クラブにおける運動および文化活動等を通じ、健康で豊かな児童の育成に努めます。	学童保育室では、異年齢児童間のかかわりを大切にしながら、集団遊びなどを行っています。 今後も、お年寄りとの交流や、地域の実態に応じ、季節にあった行事を実施しながら、健康な児童の育成に努めていきます。	学校教育課

第6章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1. 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業等の提供区域は、以下の事項を考慮し、市全体で1区域として設定しました。

- ①教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、広域的に利用されている。
- ②計画的に対応するための需要推計を設定する。
- ③利用者が特徴のある教育・保育を選択する。

1区域（市全域）	認定 こども園	幼稚園	保育所 （園）
	1園	9園	16園

2. 計画の推進方策

（1）教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

また、本市においては、子ども・子育て支援法の趣旨を鑑み、地域の実情に応じて、認定こども園の普及を図ります。

①幼稚園・認定こども園【1号認定*（一部2号認定*含む）、3歳～5歳児】

幼稚園などの利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整備します。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量 の 見 込 み ※	A：幼稚園・認定こども園	1,404	1,362	1,355	1,339	1,307
	B：市外受託	55	53	53	53	53
	C：市外委託	80	80	80	80	79
	①計（A+B-C）	1,379	1,335	1,328	1,312	1,281
確 保 方 策	特定教育・保育施設* （幼稚園、認定こども園）	525	525	525	525	525
	確認を受けない幼稚園	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
	②計	1,685	1,685	1,685	1,685	1,685
②-①（▲不足人員）		306	350	357	373	404

* 認定を受けずに幼稚園に入園する児童含む

【確保の内容】

(単位：園)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	1	1	1	1	1
幼稚園	9	9	9	9	9
合計	10	10	10	10	10

②保育所（園）、認定こども園など【2号認定、3歳～5歳児】

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育所（園）などの設備の充実等を進め、保育所（園）の環境改善に努めます。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	A：2号認定	583	598	613	606	591
	B：市外受託	30	28	28	28	28
	C：市外委託	29	29	29	29	28
	①計（A+B-C）	584	597	612	605	591
確保方策	特定教育・保育施設 （保育所（園）・認定こども園）	637	669	620	620	620
	特定地域型保育事業※	0	0	0	0	0
	②計	637	669	620	620	620
②-①（▲不足人員）		53	72	8	15	29

【確保の内容】

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	37	37	37	37	37
保育所（園）	600	632	583	583	583
合計	637	669	620	620	620

③保育所（園）、認定こども園など【3号認定※、0歳～2歳児】

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育所（園）などの設備の充実等を進め、保育所（園）の環境改善に努めます。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	A：3号認定	577	563	552	541	533
	B：市外受託	19	18	18	18	18
	C：市外委託	36	36	36	36	36
	①計（A+B-C）	560	545	534	523	515
確保方策	特定教育・保育施設 （保育所（園）・認定こども園）	496	529	518	518	518
	特定地域型保育事業	16	16	16	16	16
	②計	512	545	534	534	534
②-①（▲不足人員）		▲48	0	0	11	19

【量の見込みの内容】

(単位：人)

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1～2歳								
A：3号認定	133	444	131	432	128	424	126	415	123	410
B：市外受託	5	14	5	13	5	13	5	13	5	13
C：市外委託	6	30	6	30	6	30	6	30	6	30
計（A+B-C）	560		545		534		523		515	

【確保の内容】

(単位：人)

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1～2歳								
認定こども園	5	18	5	18	5	18	5	18	5	18
保育所（園）	104	369	113	393	113	382	113	382	113	382
特定地域型保育事業	4	12	4	12	4	12	4	12	4	12
合計	512		545		534		534		534	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業*

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	0	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人回)		2,507	2,446	2,398	2,352	2,315
確保方策	(人回)	2,507	2,446	2,398	2,352	2,315
	(か所)	7	7	7	7	7

*人回：一年間における延べ利用回数

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	440	430	414	410	403
確保方策	400	400	400	400	400

④乳児家庭全戸訪問事業※

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	440	430	414	410	403
確保方策	400	400	400	400	400

⑤養育支援訪問事業※

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	30	30	30	30	30
確保方策	4	4	4	4	4

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(回)	50	50	50	50	50
確保方策(回)	1	1	1	1	1



⑥子育て短期支援事業*

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設*等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保方策(人日、か所)	0	0	0	0	0

*人日：一年間における延べ利用日数

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		13	13	13	13	13
確保方策 (人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	3	3	3	3	3
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	10	10	10	10	10
	計	13	13	13	13	13

*人日：一年間における延べ利用日数

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）※】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		5,530	5,364	5,203	5,047	4,896
確保方策(人日)	在園児対象型	5,530	5,364	5,203	5,047	4,896

*人日：一年間における延べ利用日数

【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ※）】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		1,032	1,001	971	942	914
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,022	991	961	932	904
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	10	10	10	10	10
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

*人日：一年間における延べ利用日数

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所（園）等の保育を実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	281	273	270	266	260
確保方策(人)	281	273	270	266	260

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

病児について、病院・保育所（園）等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人日)		180	180	180	180	180
確保方策 (人日)	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	180	180	180	180	180

*人日：一年間における延べ利用日数

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(人)	730	715	701	687	673
確保方策(人)	730	715	701	687	673

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

第7章 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、秩父市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。本計画の推進体制と進捗管理は以下のとおりです。

1. 計画の推進体制

各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、公募市民、学識経験者等から構成される「秩父市児童福祉審議会」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「秩父市児童福祉審議会」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの市民の声が生かせるよう広報やホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。



資料編

1. 秩父市児童福祉審議会の開催経過

開催日等		内 容
第1回	平成25年11月11日	子ども・子育て支援法について
第2回	平成26年3月19日	次世代育成支援地域行動計画進捗状況について アンケート調査について
第3回	平成26年6月5日	教育・保育の提供区域について
第4回	平成26年8月29日	提供体制の確保について 地域子ども・子育て支援事業について
第5回	平成26年10月24日	子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について 量の見込みと提供体制の確保について
第6回	平成27年1月15日	子ども・子育て支援事業計画（案）について 利用者負担額について
第7回	平成27年3月19日	子ども・子育て支援事業計画（案）について 利用定員設定について 平成27年度保育所入所児童について 地域型保育※事業者の認可について

2. 秩父市児童福祉審議会条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 148 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するため、及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、秩父市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 25 条例 32・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童福祉に関し必要な事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

2 審議会は、次に掲げる事項について、関係行政機関に意見を述べることができる。

- (1) 児童福祉施設の運営に関する事項
- (2) 児童育成の計画的な推進に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉及び子ども・子育て支援に関する施策における重要な事項

(平 25 条例 32・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 審議会は、必要に応じ、委員による専門部会を設置することができる。

(平 25 条例 32・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平26条例39・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月19日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成 26 年 12 月 17 日条例第 39 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3. 秩父市児童福祉審議会委員名簿

(敬称略)

番号	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	秩父市議会議員	文教福祉委員会委員長	木村 隆彦	会 長
2	秩父市福祉事務所	所 長	加藤 登	副会長
3	秩父市教育委員会事務局	次 長	井深 道子	
4	秩父市社会福祉協議会	次長兼総務課長	森前 美津子	
5	私立保育園代表	風の森保育園長	井上 博人	
6	公立保育所代表	日野田保育所長	野村 邦子	
7	秩父市保健センター	所 長	原嶋 勉	
8	秩父市民生委員・児童委員協議会	副会長	高橋 幸太郎	
9	秩父市民生委員・児童委員協議会	理事（主任児童委員代表）	黒澤 一尚	
10	認定こども園代表	緑ガ丘認定こども園代表	籠島 建	
11	私立幼稚園代表	秩父ふたば幼稚園副理事長	根岸 和美	
12	公立幼稚園代表	吉田幼稚園長	犬木 勇	
13	学童保育室代表	原谷学童クラブ総合施設長	大西 鉄平	
14	私立幼稚園・保育園保護者代表	秩父ふたば幼稚園 P T A会長	新井 和樹	
15	私立幼稚園・保育園保護者代表	くわの実保育園保護者代表	楮本 真美	
16	公立幼稚園・保育所保護者代表	久那幼稚園保護者代表	袴田 順子	
17	学識経験者	学校法人弘道学園理事長	柴原 幸保	
18	一般公募		池田 俊江	
19	一般公募		麻生 由美恵	

4. 用語集

用語	解説
NPO	Non-Profit Organization の略で「民間非営利団体」等と訳されている。継続的・自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。
1号認定児童	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定児童	満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。
3号認定児童	満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長1年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
一体型	一体型とは、放課後児童クラブとふれあい学校の児童が、同一の小学校内の活動場所において、共通のプログラムを実施することをいう。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

用語	解説
地域子ども・子育て支援事業	<p>子ども・子育て支援法第 59 条に規定される、以下の 13 事業のこと。</p> <p>①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。</p>
地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。</p>
特定教育・保育施設	<p>県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。</p>
特定地域型保育事業	<p>市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。</p>
トワイライトステイ	<p>保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。</p>
乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。</p>
認可	<p>行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。</p>
病児・病後児保育事業	<p>児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする市民が、育児支援・家事支援を提供できる市民から子育て支援を受ける事業。</p>
放課後児童健全育成事業	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。</p>
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	<p>通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。</p>

用語	解説
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。
連携型	放課後児童クラブが小学校外にあって、ふれあい学校で行う共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加することをいう。



秩父市イメージキャラクター

ポテくま

秩父市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 秩父市

編 集 秩父市健康福祉部こども課

住 所 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号

T E L 0494-22-2211

U R L <http://www.city.chichibu.lg.jp>



秩父市

秩父市イメージキャラクター

ポテくん